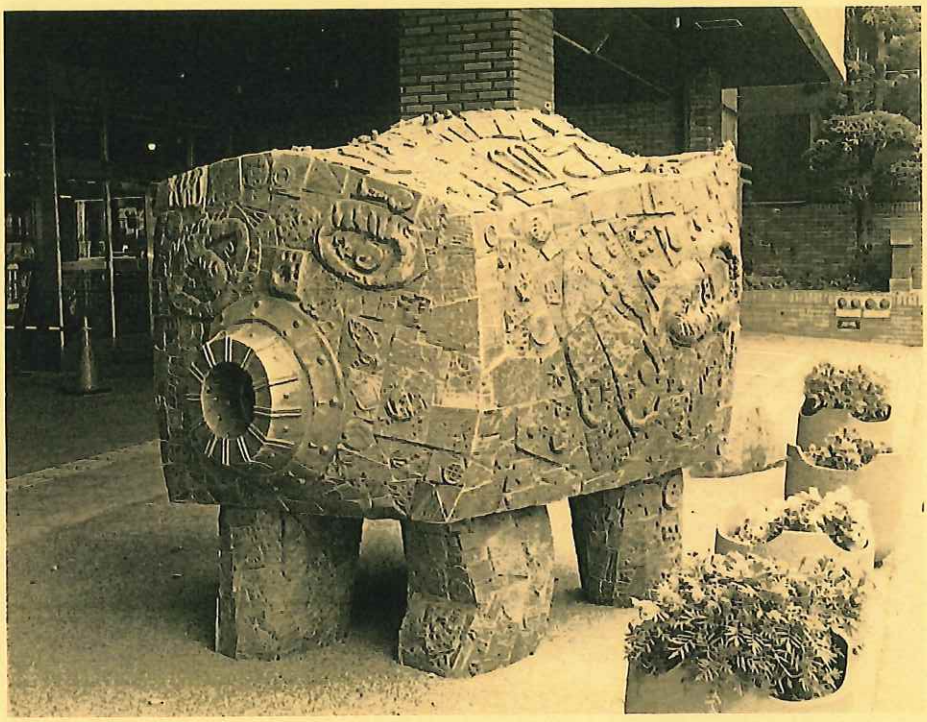
令和４年度

年　　報



福岡市立心身障がい福祉センター

（あいあいセンター）

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

表紙は、福岡市の「彫刻のある街づくり」事業の一環で、１９９９年１２月にセンター玄関前に設置された、動物をモチーフにしたアート。

松尾伊知郎氏の作品で、約１００人の当センター利用者が彫刻の表面の陶板づくりに参加した。

作品名は、「長浜４８９９」

巻頭言　利用者に寄り添う

昭和54年（1979年）5月に設立された福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）は、令和４年（２０２２年）に設立４３年をむかえました。この間、福岡市の障がい福祉行政と連携しながら、乳幼児期から成人期までの幅広い年齢層と多様な障がいに対応し、福祉サービスを途切れることなく提供し続けてきました。一方でコロナ禍に遭遇したことで新しい時代の変革の波は加速し、私たち福祉の現場も社会の変化、利用者のニーズの変化に敏感に対応していく必要性にせまられています。

令和４年度は、Withコロナが進み、感染対策をしながらも保育の場や行事、集団での遊びの場は徐々に再開し、子どもたちの大切な居場所は広がりを見せました。それに伴い、他児との違いに目をとめることが少なかった保護者にとって、子どもの集団への適応や他児との違いに改めて気付く機会も増え、令和４年度は乳幼児の新規発達相談件数はさらに増加し、１０００件ほどになりました。初診待機期間の延長を防ぐために初診システムに改良を加え、連携医療機関からの訓練依頼の際には、精査を終え診断確定している場合、諸検査を省き（スキップ）迅速に訓練を開始するなど、画一的だった受診体制に新しいシステムを導入し、柔軟に対応しました。また、ご家族にとっても就労の機会が増え、保育園をはじめとして託児の必要性も強まり、在園しながら療育にも通える外来療育へのニーズはたいへん高まりました。スタッフ数や部屋数が限られている中、療育回数は減らさざるを得ませんでしたが、クラスの増設や受け入れ人数の増、在籍園への訪問支援の充実など連携強化を図る工夫により、療育の幅を広げて対応しました。

これからの障がい児者支援は、専門機関の対応を主とする支援から、より生活の場や地域の資源を生かしながら利用者のニーズを尊重していく支援の時代になってきていると思います。発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターが一体となった新しい拠点が稼働しはじめることにより、利用者の障がい特性への支援がさらに生活を支える就労の場へとひろがります。医療的ケアへの支援は地域の重心事業所など身近な場へとひろがり、発達障がい児に関しても新たに児童発達支援事業所が市内に増設され、各地域での支援利用が可能となってきています。乳幼児期から大人まで、長いライフサイクルを通じた切れ目のない支援体制が今後さらに縦から横へと幅を広げていく中、時代の変化を見つめながら、私たちも地域の様々な支援機関と連携を密に、対応していきたいと考えています。

様々な障がいと向き合って生きる方々には相談、支援、様々な課題を一緒に考える場が必要です。不安定で先が見えない時代であれば、その役割はさらに必要とされます。今後ともご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

令和６年１月　福岡市立心身障がい福祉センター
センター長　小川　弓子

目　　次

第１　センターの概要

1　基本方針　・・・

第４　成人部門

1　障がい者自立訓練センター

（１）概　　要　・・・

第８　資料

1　福岡市立心身障がい福祉センターの沿革　・・・・・・・・・・・・・・・　90
2　福岡市社会福祉事業団　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
3　福岡市障がい者更生相談所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
　センターの利用案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　96

第１　センターの概要

１　基本方針

市民のニーズに応え、福岡市における障がい児・者福祉の中核施設としての役割を果たすため、次の方針に基づいてセンターを運営する。

（１）　発達の遅れや障がいのあるこどもの相談に応じ、育児支援、発達支援を行う。
（２）　障がいのある人々の自立（律）を促進するため、機能回復訓練や社会適応能力を養うための訓練を効果的に行う。
（３）　関係機関と連携し、地域での障がい児・者の暮らしを支援するための活動を行う。
（４）　施設の安全と機能を確保するため、その保守管理を徹底する。
（５）　障がい児・者とその家族、福祉関係者の活動を支援するため、研修室の提供を行う。
（６）　職員の資質向上のため、研鑽を行う。

２　主な業務

センターは、心身障がいに関する種々の相談に応じ、個々のニーズに応じた総合的な支援を行うこと、中核施設として障がい児・者の地域福祉の増進を図ることを目的とし、次の業務を行う。

（１）　診療部門
疾患の診断と障がいの評価を行い、児童部門と成人部門での療育や訓練を支援して、発達の促進と障がいの軽減を図る。

（２）　児童部門
発達の遅れや障がいのあるこどもの相談に応じ、育児支援、発達支援を行う。
ア　保護者からの希望や関係機関からの紹介により相談を受け、各専門職がこどもの状況や環境等を把握し、保護者と共に支援のあり方を決定する。
イ　主として就学前の障がい児を対象として、通園療育（親子または単独）、外来療育（個別またはグループ）、経過観察等により、育児支援、発達支援を行う。
ウ　地域生活や園生活が円滑に行えるよう、各種の情報提供をするとともに、関係機関と連携して支援する。
エ　センターにおける療育終了後は、こどもの障がいや発達状況と保護者の希望に合わせて、進路の助言および調整を行う。

（３）　成人部門
障がい者のリハビリテーションや自立と社会参加のための支援を行う。
ア　在宅の身体障がい者、高次脳機能障がい者、発達障がい者、視覚障がい者の自立訓練を行う。
イ　高次脳機能障がいの相談支援、普及啓発を行う。

（４）　基幹相談部門
福岡市の相談支援体制強化のための取組、権利擁護・虐待防止のための支援を行う。
ア　地域における中核的な役割を担い、相談支援体制が円滑に機能するように各種の支援業務を

行う。

イ　障がい者虐待の通報届出を受理し、養護者による虐待の場合は、当該障がい者の保護と支援、さらなる虐待防止のために関係機関と連携する。

（5）　その他

障がい児・者の福祉の向上のため、各種の催しや研修、会議、ボランティア育成活動等ができるよう、研修室や会議室を利用に供する。

3　施設・設備

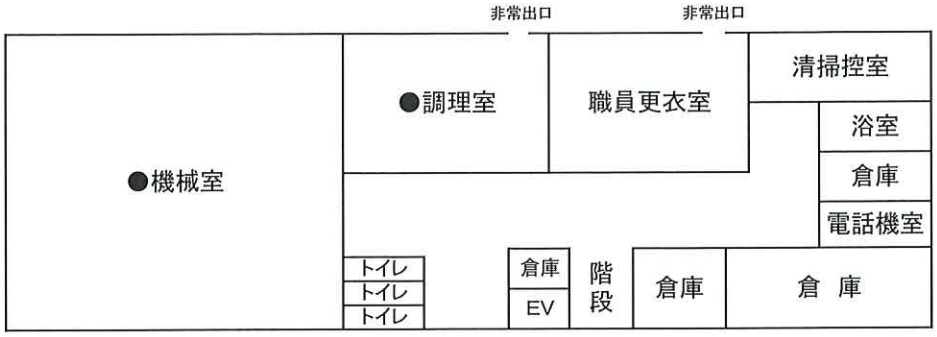
●開　　所　　１９７９年（昭和５４年）５月１日
●設　　置　　福岡市
●管 理 運 営　　社会福祉法人　福岡市社会福祉事業団（指定管理者）
●敷 地 面 積　　１，２９１㎡
●建築延床面積　　６，２１９．４９㎡
●建 物 の 構 造　　鉄筋コンクリート造　地下１階・地上７階
●工　　費　　約１５億６千万円（用地費は除く）
●工　　期　　１９７７年（昭和５２年）６月～１９７９年（昭和５４年）２月

※各階の配置

階　別	利用対象	主　な　用　途
屋　上	全　般	●屋外遊戯場
7　F	全　般	●研修室、会議室
6　F	児　童 成　人	●児童相談部門 ●障がい者自立訓練センター（視覚）
5　F	児　童 成　人	●医局　●診察室、検査室 ●福岡市障がい者更生相談所
4　F	成　人	●高次脳機能障がい支援センター ●障がい者自立訓練センター（身体・高次脳機能、発達） ●障がい者基幹相談支援センター
3　F	児　童	●精神発達遅滞児部門（ぴよぴよ園）●視覚障がい児部門（つくしんぼ園） ●発達障がい児部門
2　F	児　童	●肢体不自由児部門（にこにこ園） ●聴覚・言語障がい児部門（ありんこ園）
1　F		●受付　●管理事務室　●多目的ルーム ●センター長室
地　階		●調理室　●機械室

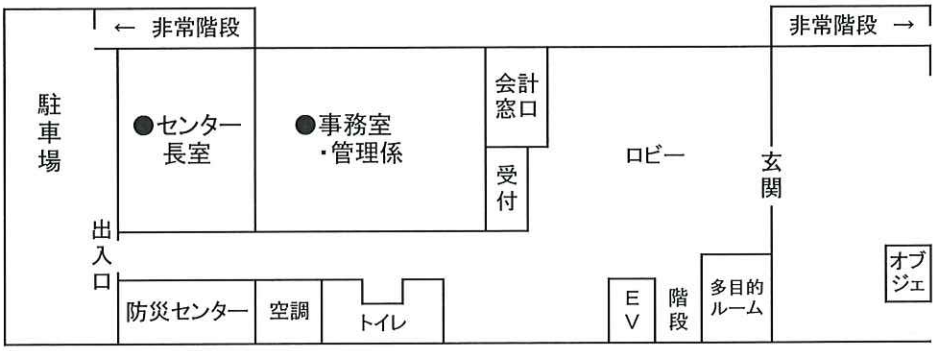
地階

●調理室
●機械室



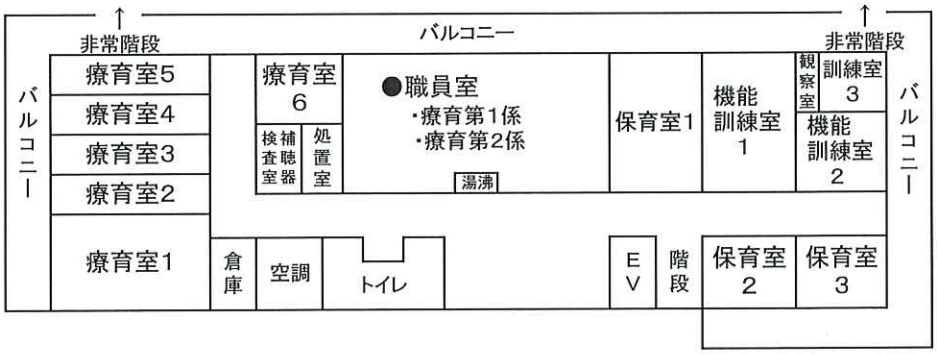
1階

●センター長室
●事務室
・管理係
・受付
・会計



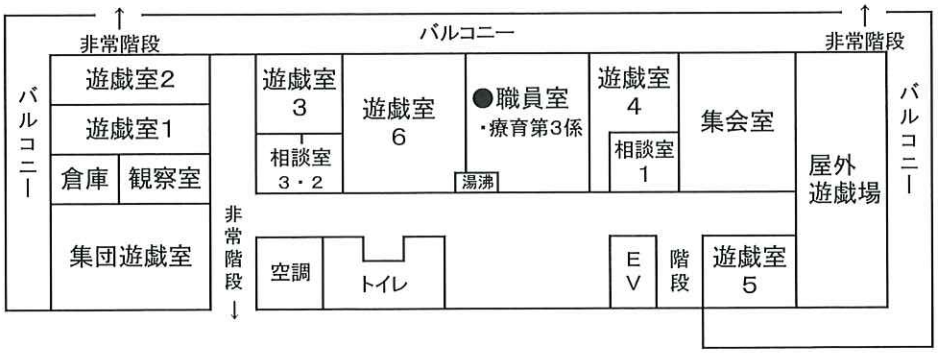
2階

●職員室
・療育第1係
肢体不自由児部門
（にこにこ園）
・療育第2係
聴覚・言語障がい児部門
（ありんこ園）



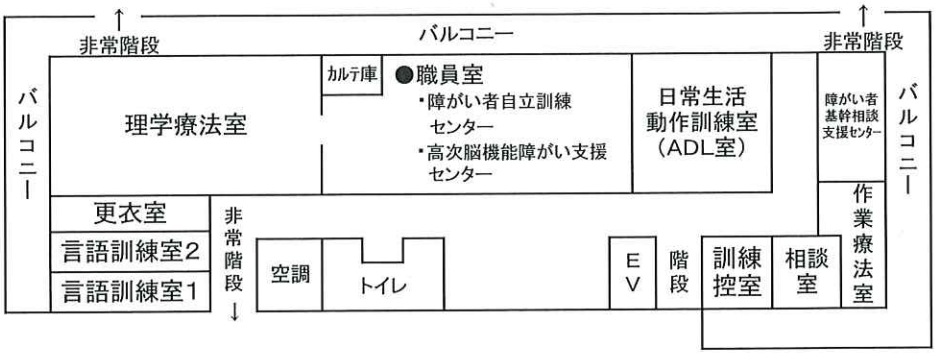
3階

●職員室
・療育第3係
精神発達遅滞児部門
（ぴよぴよ園）
視覚障がい児部門
（つくしんぼ園）
発達障がい児部門



4階

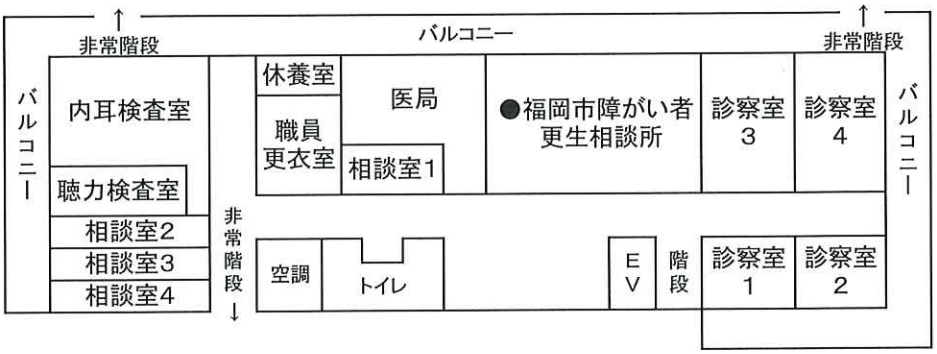
●職員室
・障がい者自立訓練センター（視覚、身体・高次脳、発達）
・高次脳機能障がい支援センター
・障がい者基幹相談支援センター



5階

●診療部門
・診察室
・検査室
●医局

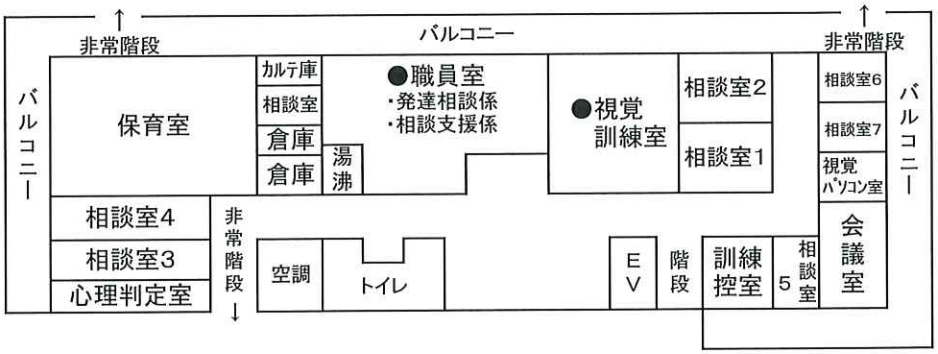
●福岡市障がい者更生相談所



6階

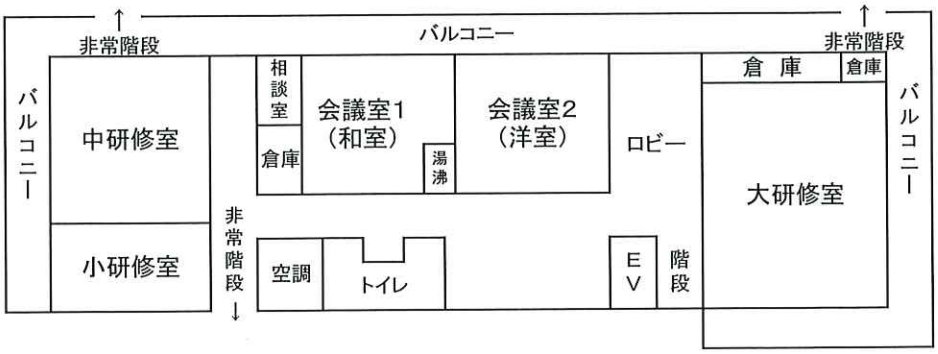
●職員室
・発達相談係
・相談支援係

●障がい者自立訓練センター
・視覚障がい者部門



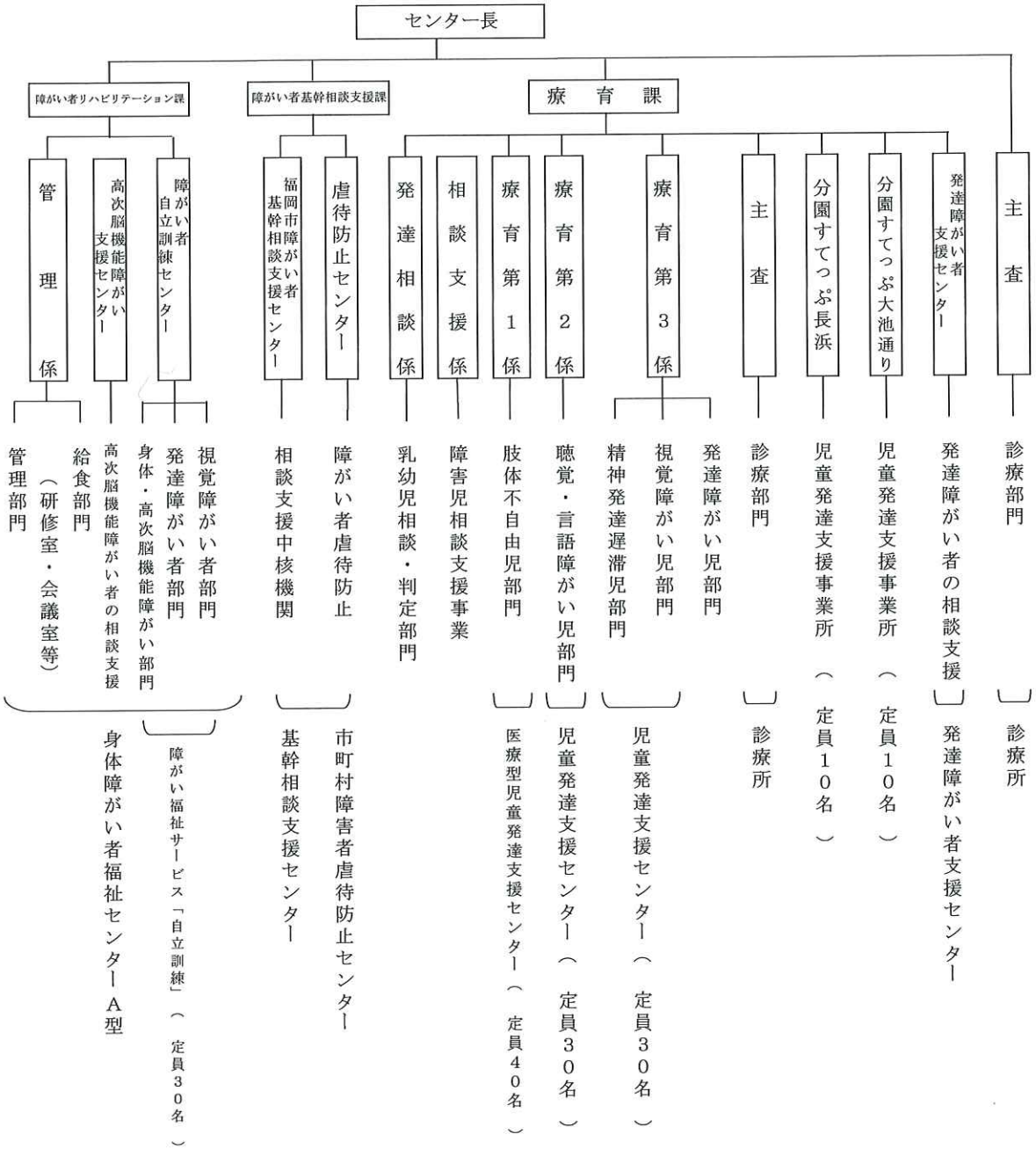
7階

●研修室
●会議室



4　組織

（令和４年４月１日）



5 職員定数・現員

（ 令和 4年4月1日 現在 ）

区分		総数 定数	総数 現員	常勤職員 施設長	医師	課長	係長	事務職 事務	視覚障がい者生活訓練等指導員	社会福祉職	言語聴覚士	理学療法士	作業療法士	保育士	栄養士	調理業務員	小計	特定業務任用職員 医師	主査	事務員	保育士	社会福祉職	言語聴覚士	発達相談員	コーディネーター	生活支援員	作業療法士	児童指導員	看護師	視覚障がい者生活訓練等指導員	栄養士	調理業務員	小計	非常勤医師
総数	定数	118		1	2	3	11	3	1	32	9	5	4	9	1	−	81	1	−	−	13	−	−	1	10	4	1	−	4	1	−	2	37	−
	現員		126	1	2	3	10	−	1	31	9	4	5	9	−	−	75	1	1	1	17	−	0	4	11	4	1	3	4	1	1	2	51	10
センター長		1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
主査		1	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
テーション課 障がい者リハビリ	課長	1	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	管理係	7	7	−	−	−	1	−	−	2	−	−	−	−	−	−	3	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	2	4	1
	高次脳機能障がい支援センター	2	2	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−
	障がい者自立訓練センター	12	12	−	−	−	1	−	1	3	1	1	1	−	−	−	8	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	1	1	−	−	4	2
障がい者基幹相談支援課	課長	1	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	福岡市障がい者基幹相談支援センター	7	5	−	−	−	−	−	−	1	−	1	1	−	−	−	3	−	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	2	−
	虐待防止センター	5	6	−	−	−	1	−	−	3	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	2	−
療育課	課長	1	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	主査	1	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	発達相談係	12	11	−	−	−	1	−	−	4	−	−	−	−	−	−	5	1	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	1	−	−	−	6	7
	相談支援係	12	12	−	−	−	1	−	−	5	−	−	−	−	−	−	6	−	−	−	−	−	−	−	6	−	−	−	−	−	−	−	6	−
	療育第1係	13	19	−	−	−	1	−	−	1	−	2	3	3	−	−	10	−	−	−	7	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	9	−
	療育第2係	12	12	−	−	−	1	−	−	1	8	−	−	1	−	−	11	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−
	療育第3係	12	16	−	−	−	1	−	−	7	−	−	−	4	−	−	12	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	4	−
	分園すてっぷ長浜	4	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	4	−
	分園すてっぷ大池通り	4	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	4	−
	発達障がい者支援センター	10	10	−	−	−	1	−	−	4	−	−	−	1	−	−	6	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	4	−

６　決　算

令和５年３月３１日現在　　（単位：千円）

区　　分			収入決算額　A	支出決算額　B	収支差額（A－B）
拠点区分合計			1,012,200	1,032,533	▲ 20,333
内訳	総務	事務管理部門	215,383	216,572	▲ 1,189
		高次脳機能障がい支援センター	13,691	13,574	117
		障がい者自立訓練センター	81,727	79,062	2,665
		福岡県高次脳支援事業	2,210	2,210	－
		総務計	313,011	311,418	1,593
	相談	相談・診断・判定部門	138,215	138,614	▲ 399
		障がい児等療育支援事業	16,723	16,442	281
		特別支援保育訪問支援事業	3,553	3,549	4
		特別支援保育判定	801	801	－
		私立幼稚園障がい児支援事業	2,344	2,324	20
		相談計	161,636	161,730	▲ 94
	医療型	児童発達支援センター（医療型）	113,406	112,992	414
		児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所初任者研修	190	190	－
		公開講座「あいあいセミナー」	104	104	－
		医療型計	113,700	113,286	414
	児童発達支援センター（知的）		99,302	104,342	▲ 5,040
	児童発達支援センター（難聴）		88,506	93,417	▲ 4,911
	障がい者基幹相談支援センター	市障がい者基幹相談支援センター	57,745	63,343	▲ 5,598
		障がい者虐待防止センター	41,949	39,619	2,330
		ホームヘルパースキルアップ研修（障がい）	1,284	975	309
		ホームヘルパースキルアップ研修（難病）	193	116	77
		障がい支援区分認定調査	－	－	－
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修	2,393	2,393	－
		特定相談支援事業	300	130	170
		障がい者基幹相談支援センター計	103,864	106,576	▲ 2,712
	発達障がい者支援センター		67,187	68,889	▲ 1,702
	分園すてっぷ長浜		29,773	33,237	▲ 3,464
	分園すてっぷ大池		32,334	35,390	▲ 3,056
	日中一時支援事業		2,887	4,248	▲ 1,361

第２　診療部門

１　概　要

当センターは、身体障がい者福祉センターＡ型で、福祉施設と医療施設の機能を有する。
機能訓練や療育、相談に関して、各診療の医師が対応している。
診療の流れは、小児部門は療育課の発達相談係・相談支援係が窓口となり、医師の診察の他、発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、児童指導員、保育士、ケースワーカー等が評価を行い、外来療育、通園への処遇等の方針を検討する。
成人部門は、高次脳機能障がい支援センターや障がい者自立訓練センターへの相談に対して、医師が診察し、外来評価診断や訓練（自立訓練および外来訓練）の適応を訓練スタッフとともに検討する。訓練スタッフは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師、視覚障がい者生活訓練等指導員である。

２　業務内容

小児部門
（１）医学的診断
（２）療育方針や訓練処方
（３）経過観察指導
（４）育児および療育相談
（５）通園児の健康管理
（６）保健所乳幼児健康診断への小児科医師派遣
（７）他の医療機関との連携

成人部門
（１）医学的診断、神経心理学的検査指示、訓練処方
（２）診断告知、今後の方針提案、ガイダンス
（３）経過観察および医療相談
（４）就労支援機関、大学等教育機関との連携
（５）他の医療機関との連携
（６）各種意見書診断書等記載

３　診療体制

	児　童　部　門	成　人　部　門
月	小児科	リハビリテーション科／精神科
火	小児科／耳鼻科	リハビリテーション科／精神科
水	小児科／整形外科／精神科	リハビリテーション科／精神科
木	小児科／耳鼻科／整形外科	リハビリテーション科／精神科
金	小児科／眼科	リハビリテーション科／精神科／眼科／内科

○各科の医師
常勤医３人
派遣医６人
嘱託医７人

○看護師
特定業務任用職員４人

4　診察・診断状況

（1）診察件数

ア　児童部門　　（単位：件）

区　分	総　数	小児科	耳鼻科	整形外科	精神科	眼　科
総　数	2,432	1,981	291	112	41	7
初　診	1,240	1,033	131	29	40	7
再　診	1,192	948	160	83	1	－

イ　成人部門　　（単位：件）

区　分	総　数	リハビリテーション科	内　科	眼　科	精神科
総　数	331	293	6	23	9
初　診	99	64	5	23	7
再　診	232	229	1	－	2

ウ　X線撮影

区　分	撮影日数	撮影延人数	撮影延件数
総　数	14	14	14
児童部門	14	14	14
成人部門	－	－	－

注）H29 年度から浜の町病院にて実施

（2）新規受付児（者）の疾患別状況

ア　児童部門　　（新規受付児：1,055）※1

疾患名		総数		0～5月	6～11月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
脳性運動障害	脳性麻痺	10	12	－	1	5	4	－	－	－	－
	脳性麻痺リスク	－		－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	2		－	1	－	－	1	－	－	－
他の運動障害	筋疾患	1	5	－	－	－	－	－	－	1	－
	その他	4		－	－	1	2	－	－	1	－
運動発達遅滞	運動の遅れ	1	7	－	－	1	－	－	－	－	－
	低緊張	4		－	1	1	－	1	1	－	－
	その他	2		－	－	2	－	－	－	－	－
先天異常	ダウン症候群	10	84	1	3	5	－	－	1	－	－
	他の染色体異常	10		－	4	2	2	1	1	－	－
	奇形症候群	48		1	13	16	8	6	2	1	1
	脳奇形	8		－	2	3	1	1	1	－	－
	神経皮膚症候群	－		－	－	－	－	－	－	－	－
	口蓋裂	8		－	3	2	1	1	－	1	－
発達障害	自閉症 ※2	1	845	－	－	－	－	1	－	－	－
	広汎性発達障害 ※3	629		－	1	38	187	187	123	74	19
	高機能広汎性発達障害※4	2		－	－	－	－	1	1	－	－
	特異的発達障害	40		－	－	3	5	7	5	17	3
	ADHD	164		－	－	2	13	34	50	50	15
	その他	9		－	－	1	1	3	1	2	1
精神遅滞	精神遅滞（軽度）	230	635	－	1	15	94	81	28	10	1
	精神遅滞（中度）	54		－	1	4	21	13	10	5	－
	精神遅滞（重度）	8		－	－	1	3	2	2	－	－
	精神遅滞（最重度）	2		－	－	1	1	－	－	－	－
	精神遅滞（境界域）	282		－	1	13	100	79	52	32	5
	精神遅滞（疑い）	4		－	－	1	－	1	1	1	－
	精神運動発達遅滞	55		1	19	31	3	1	－	－	－
てんかん			16	－	1	3	7	2	1	2	－
代謝性疾患			－	－	－	－	－	－	－	－	－
内分泌疾患			14	－	1	3	3	3	2	2	－
情緒障害			22	－	－	－	1	6	6	8	1
言語発達の遅れ ※5			14	－	－	3	5	2	3	1	－
構音障害 ※6			53	－	－	－	－	14	14	23	2
後天性失語症			－	－	－	－	－	－	－	－	－
吃音			30	－	－	－	－	7	13	10	－
聴覚障害	感音難聴	35	40	7	9	10	4	－	2	1	2
	伝音難聴	4		－	1	1	－	1	－	1	－
	混合難聴	－		－	－	－	－	－	－	－	－
	疑い他	1		－	－	－	－	1	－	－	－
視覚障害	盲・光覚	7	20	3	3	1	－	－	－	－	－
	弱視	1		－	－	1	－	－	－	－	－
	その他	12		2	3	－	2	3	－	2	－
正常	正常		－	－	－	－	－	－	－	－	－

※1　複数の疾患名をあわせもつ場合は、それぞれの疾患名を計上している。実総数は1,031人である。
※2　知的な遅れを伴う自閉症を計上している。　※3　知的な遅れを伴う特定不能の広汎性発達障害を計上している。
※4　知的に遅れのない広汎性発達障害（アスペルガー症候群、高機能の自閉症を含む）を計上している。
※5　難聴、精神遅滞、脳性麻痺に基づくものは除いている。　※6　難聴、精神遅滞に基づくものは除いている。

イ　成人部門

区分		総数	18歳未満	18歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満	70歳以上75歳未満	75歳以上
総数		87	－	20	12	13	20	9	5	7	1
リハビリテーション科	脳梗塞	16	－	－	－	2	4	6	－	4	－
	脳出血	11	－	1	1	2	4	2	1	－	－
	くも膜下出血	4	－	－	－	2	2	－	－	－	－
	もやもや病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	脳外傷	5	－	2	－	1	1	－	1	－	－
	脳炎	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－
	低酸素脳症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	脊髄損傷	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	骨関節疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	慢性関節リウマチ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	脊髄小脳変性症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	パーキンソン症候群	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小児疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	脳腫瘍	5	－	1	－	3	－	1	－	－	－
	人格障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	発達障害	22	－	14	5	－	3	－	－	－	－
	適応障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運動ニューロン変性疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	末梢神経疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計	64	－	18	6	10	15	9	2	4	－
眼科	網膜色素変性症	10	－	－	3	2	1	－	1	3	－
	糖尿病性網膜症	3	－	－	1	－	1	－	－	－	1
	緑内障	6	－	－	2	－	2	－	2	－	－
	網膜剥離	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－
	その他	3	－	1	－	1	1	－	－	－	－
	小計	23	－	2	6	3	5	－	3	3	1

第３　児童部門

１　概　要

（１）　目的

発達の遅れや障がいのあるこどもについて保護者の相談に応じ、診断、評価等により状況を把握した上で、育児、療育、福祉制度等の情報を提供し、子育て支援を行う。

こどもの障がいや発達状況に合わせて、各専門職による療育を行い、すこやかな育ちを支援する。

（２）　対象児

福岡市内に居住する心身の発達に遅れや障がいのある就学前のこどもが対象であるが、必要と認められる場合には１８歳まで対応をしている。また、障害者相談支援事業では年齢に限らず対応している。

（３）　業務内容

ア　心身の発達に遅れや障がいのあるこどもに関する種々の相談に応じる。

イ　診療部門の医学的判断に併せて、発達状況や家庭状況等を含む総合的な把握を行い、今後の療育方針を保護者とともに立てる。

ウ　療育は障がい別の部門に分かれ、通園療育（児童福祉法に基づく医療型または福祉型児童発達支援センター）、外来療育、経過観察の形態で実施する。

エ　発達が未分化な乳幼児が多いこと、障がいが重複しているこどもがいること等のため、診療部門をはじめとする各部門間の連携のもと、総合的な療育を行う。

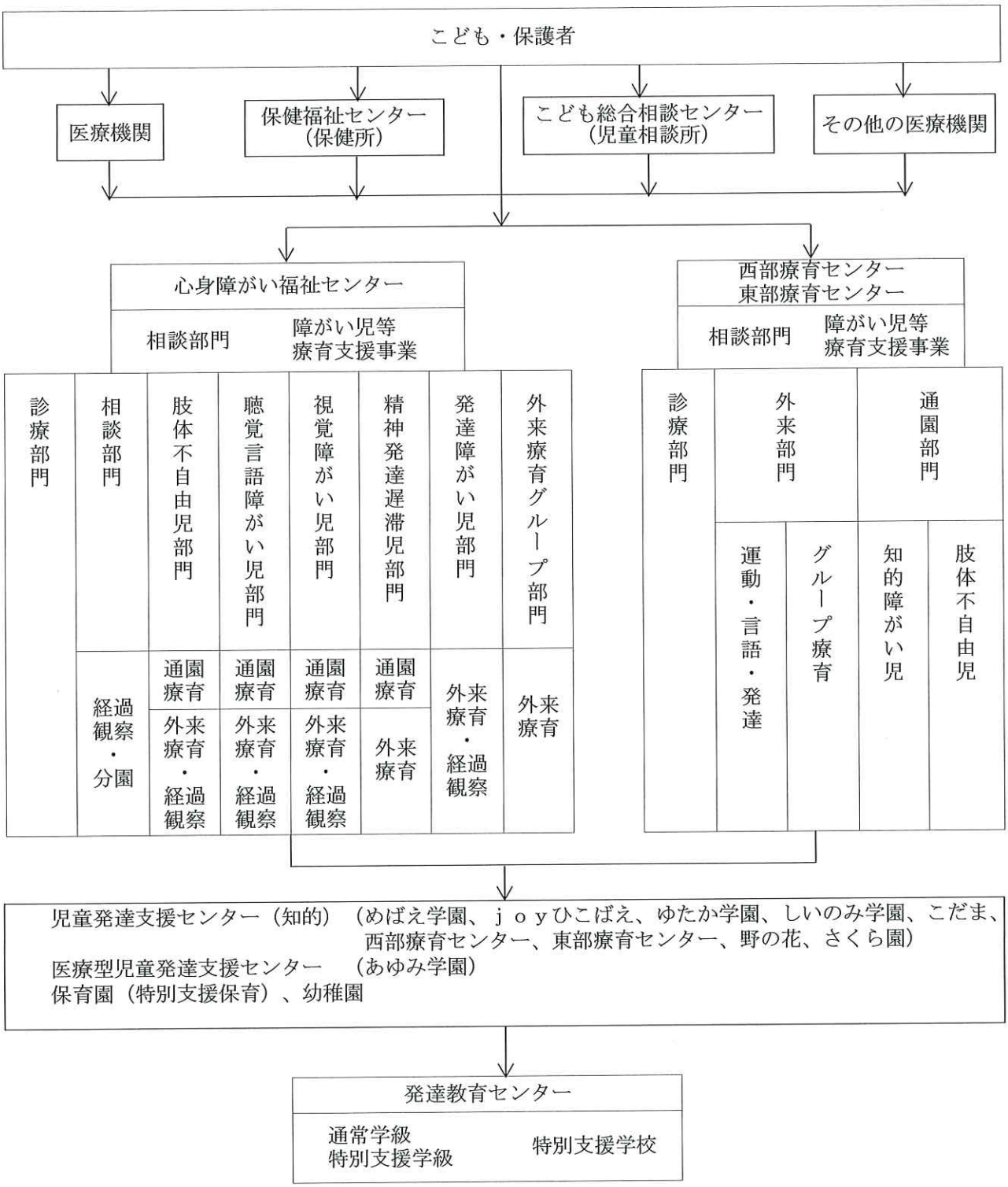
オ　家庭生活、地域生活が基盤となるため、家庭での育児、幼稚園、保育園での保育等に対する助言、支援も行う。

カ　センターにおける療育終了後は、こどもの障がいの程度や発達状況を考慮して、保護者の進路選択への情報提供を行うとともに、進路先との連携をもつ。

（４）　部門の業務と担当職種

部　門	業　務　内　容	担　当　職　種
相談部門	外部からの相談に応じたり、新規受付児や在籍児に対する相談、発達評価を行う	ケースワーカー、相談支援専門員、発達相談員、看護師
肢体不自由児部門	運動発達に遅れや障がいのあるこどもの療育を行う	理学療法士、作業療法士、児童指導員、保育士、言語聴覚士、看護師
聴覚・言語障がい児部門	きこえやことばに問題のあるこどもの療育を行う	言語聴覚士、保育士、児童指導員
精神発達遅滞児部門	精神発達に遅れや障がいが疑われるこどもの療育を行う	児童指導員、保育士
視覚障がい児部門	視覚に障がいのあるこどもの療育を行う	児童指導員
発達障がい児部門	発達障がいのこどもの療育を行う	児童指導員

（５）　相談・療育の流れ



注）１　平成１４年度に西部療育センター、２３年度に東部療育センターが開設。相談診断と外来療育については原則として、「博多区、中央区、南区、城南区」を心身障がい福祉センターが、「早良区、西区」を西部療育センターが、「東区」を東部療育センターが担当している。

２　聴覚障がい児と視覚障がい児については、全市的に心身障がい福祉センターで対応している。

３　知的障がい児の１、２歳児親子通園については、心身障がい福祉センター、めばえ学園、西部療育センター、東部療育センターの４園で、３、４、５歳児の単独通園については、こだま、めばえ学園、ｊｏｙひこばえ、しいのみ学園、ゆたか学園、西部療育センター、東部療育センター、野の花、さくら園で地域割りにより実施している。

４　肢体不自由児の１～５歳児通園（５歳児のみ単独通園）については、あゆみ学園、心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センターの４園で地域割りにより実施している。

2　新規受付児の状況

平成１４年度の西部療育センターおよび平成２３年度の東部療育センターの開設により、新規相談については、当センターが博多区、中央区、南区、城南区を、西部療育センターが早良区、西区を、東部療育センターが東区を主として分担することになった。聴覚障がい児、視覚障がい児に関しては原則として当センターで受けている。

当センターにおける新規受付児数を上段に、当センターと西部療育センター、東部療育センターを合わせた新規受付児（相互に紹介されたものを除く）を下段に示す。

（1）　年齢別・性別　　（単位：人）

総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	学齢以上	男	女
1,055	37	81	259	265	204	165	44	－	736	319
2,080	55	164	484	550	383	335	109	－	1,472	608

注）年齢区分は受付時の暦年齢による。

（2）　地区別　　（単位：人）

総数	市内								市外
	計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	
1,055	1,037	5	261	245	328	176	15	7	18
2,080	2,058	436	259	245	327	173	314	304	22

（3）　来所経路別　　（単位：人）

総数	医療機関	保健所	児童相談所	施設	保育園	幼稚園	学校	その他の行政	マスメディア	知人	西部東部	その他
1,055	230	261	9	87	206	84	－	26	111	15	24	2
2,080	429	568	22	171	434	154	2	45	212	41	－	2

（4）　障がい種別　　（単位：人）

総数	精神遅滞	精神運動発達遅滞	発達障がい	精神発達の遅れ	言語発達の遅れ	運動発達の遅れ	脳性運動障がい	その他の運動障がい	聴覚障がい	構音障がい	吃音	脳性言語・認知障がい	情緒障がい	視覚障がい	異常なし	その他
1,055	143	50	615	107	27	4	7	3	30	29	22	1	1	10	3	3
2,080	330	87	1,290	140	65	11	11	5	30	51	43	1	3	8	3	2

注）1　発達相談員が発達状況をチェックし、その結果に基づいて捉えた発達状態と障がいの原因や予後を考慮して障がい種別の分類を行っている。
2　重複して障がいをもつ場合は、優先する何れかの障がいに単一分類している。
3　以下の障害種別の分類は次の基準による。

- 精神遅滞　　精神発達に遅れがみられ、しかもその遅れが将来も残ると予想されるこども
- 精神発達の遅れ　　精神発達に遅れがみられるが、将来は正常域に入ると予想されるこども
- 精神運動発達遅滞　　精神発達、運動発達ともに遅れがみられるが麻痺はなく、おおむね3歳未満で未歩行のこども
- 脳性運動障がい　　中枢神経系の障がいによる四肢、体幹の運動機能障がいがみられるこども
- 言語発達の遅れ　　言語発達に遅れがみられるが、将来は正常化すると予想されるこども
- 運動発達の遅れ　　運動発達に遅れがみられるが、将来は正常化すると予想されるこども
- その他の運動障がい　　中枢神経系の障がい以外の原因によって起こる運動機能障がいがみられるこども
- 発達障がい　　対人的関心の希薄さ、注意転導、多動などの行動障がいや認知力のアンバランスなどの特異な精神発達がみられるこども
- 脳性言語・認知障がい　　脳障がいによって言語発達、認知発達に歪みがみられるこども
- 異常なし　　主訴は様々であっても、正常と診断されるこども

3　相談部門

（1）　概要

当部門は、センター児童部門における相談業務を担うとともに、医療や各療育部門およびセンター外の児童発達支援センターと連携しながら、支援についての調整を行うほか、電話による発達や障がいに関する相談、福祉制度等に関する問い合せに応じている。

また、児童相談所をはじめ関係機関との連絡調整も主な業務とする。

（2）　新規児の受付

センター児童部門の窓口として、医療機関、保健所、児童相談所等の関係機関からの紹介、あるいは紹介なしで保護者から直接相談を受けている。医師の診察と合わせて心理面接を行い、必要に応じてケースワーカー面接を実施したうえで、医学的診断、発達状況および家庭状況をもとに今後の支援方針を検討している。

（3）　療育部門との関わり

各療育部門およびセンター外の児童発達支援センターとは、以下のような連携を行っている。

ア　支援方針の決定、変更にかかわる受理会議のマネージメント
イ　支援方針に基づくケースの引き継ぎと連絡調整
ウ　連絡会等を通しての療育状況の把握と情報交換
エ　在籍児の心理面接、ケースワーク面接および事後の支援と調整
オ　対象児の心理面接、ケースワーク面接および進路について方針の検討と調整
カ　福祉制度についての保護者学習会の実施

（4）　経過観察

受け入れたこどものうち、以下の場合は相談部門において経過観察をしている。

心理面接、ケースワーク面接を実施し、経過をみる中で必要に応じて、保育園、幼稚園、家庭等への支援も行っている。

ア　発達の経過を観察する必要がある場合
イ　家庭の事情等で療育を希望しない場合

（5）　関係機関との連携および連絡調整

児童相談所、保健福祉センター（保健所、福祉事務所）等の関係諸機関との連絡調整および児童福祉法に基づく申請補助業務や利用調整を行っている。

4　肢体不自由児部門

（1）　概要

当部門は、運動発達に遅れや障がいのあるこどもを対象に通園療育、外来療育、訪問療育を行っている。また、知的に遅れのない発達障がい児に対して感覚統合療法を行っている。

通園療育については、あゆみ学園、西部療育センター、東部療育センターとともに市内４園で大まかな地域割りを行い、主に中央区と博多区・城南区の一部の１歳児から５歳児までのこどもを対象に実施している。外来では、運動訓練等の個別療育、グループ療育を行っている。

あゆみ学園、西部療育センター、東部療育センターとの定期的な連絡会を行っている。保育園、幼稚園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、乳児院、学校、生活介護事業所等に対して施設支援を実施し、情報交換および連携を図っている。

ア　医療型児童発達支援センター（にこにこ園）

［療育の目標］

（ア）　こどもの全体的な発達を促すとともに、日常生活が快適に過ごせるように支援する。また、疾患に起因する二次的な障がいを予防する。

（イ）　保護者がこどもと向き合い楽しく子育てができるように支援する。

［療育の特徴］

療育形態としては１～４歳児は親子通園、５歳児は単独通園で、保育士と児童指導員によるこどもの発達を支援する集団療育と、理学療法士、作業療法士による個別訓練を二本柱として行っている。

さらに、全体的な発達を促すために、それぞれの状況に応じて総合的な療育ができるよう医師、言語聴覚士、看護師も含めた多職種によるチームアプローチを行っている。また、保護者懇談会や学習会を行い、保護者に寄り添いながら育児支援を行っている。

［療育の日課］（次項参照）

イ　外来療育（肢体不自由児、発達障がい児）

（ア）　個別訓練では、医師の処方に基づき理学療法士、作業療法士が、運動発達に対する支援や二次的な障がいの予防、運動機能、日常生活動作および生活全般に対する援助を行っている。

（イ）　発達障がいのこどもに対して、個別または小集団で感覚統合療法に基づいた支援を行っている。

ウ　居宅訪問型児童発達支援事業

本事業は平成３０年４月から開始した。

来所が困難な重症心身障がい児を対象に発達を促すとともに日常生活が快適に過ごせるように保育士、児童指導員が支援を行っている。

エ　その他

（ア）　訪問療育：来所困難な重症心身障がい児や、家庭で使用している福祉用具の調整や姿勢ケアが必要な在籍児に対して、訪問療育を実施している。

（イ）　関係機関との連携：こどもが所属する保育園、幼稚園、学校に対して、施設支援やリハビリ見学を実施して連携を図っている。

（ウ）　職員派遣：乳児院、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、生活介護事業所、放課後等デイサービスなどから依頼を受けて施設支援を行っている。

（エ）　施設職員向けのスキルアップ研修：肢体不自由児の訪問リハビリに携わる職員向けのセミナーを開催し、知識や技術のスキルアップを促し、事業所同士の交流の機会を提供している。また、肢体不自由児の支援を行っている放課後等デイサービス事業所へ職員が訪問し、姿勢管理や食事、福祉用具について、現場に即した支援方法を助言している。

（2）　療育形態

区　分	対　象　児		形　　態		ｸﾞﾙｰﾌﾟ数
親子通園	総合的な療育を必要とする 最重度～軽度の肢体不自由児	1歳児	週1回	集団療育と個別療育	1
		2歳児	週2回		2
		3歳児	週3回		1
		4歳児	毎　日		1
単独通園		5歳児	毎　日		1
外来療育	定期的な訓練を必要とする肢体不自由児、発達障がい児		週1回～月1回	個別療育と集団療育	－
経過観察	定期的な療育を必要としないが経過を観察する必要のある肢体不自由児、発達障がい児		随　時	助言指導	
訪問療育	通所が困難な重症心身障がい児		月1回程度	個別療育	

（3）　通園の日課及び療育内容

1、2、3、4歳児		5歳児	
10:00	登園、健康チェック	10:00	通園バスにて登園
10:10	朝のあつまり		健康チェック
10:20	保育		朝のあつまり
	〈訓練〉週1回		保育
11:45	給食	12:00	給食
	食事指導		食事指導
13:00	自由保育		
	（親子分離）	13:30	午後の健康チェック
13:30	帰りのあつまり	13:50	自由保育
			＜訓練＞週1回
14:00	降園	14:30	帰りのあつまり
			通園バスに乗車
		15:00	降園

5　聴覚・言語障がい児部門

（1）　概要

当部門は、きこえやことばに遅れや障がいのある主に就学前のこどもを対象としている。聴覚や言語の諸検査および医学的診断結果を合わせて検討し、こどもの年齢や状態に応じて、集団療育や個別療育を行っている。

また、当センター内外の児童発達支援センターに言語聴覚士を派遣するとともに、保育園や幼稚園等への支援も実施している。こどもの進路先である難聴・言語障がい通級指導教室や難聴特別支援学級、聴覚特別支援学校と定期的な連絡会を行っている。

ア　児童発達支援センター（ありんこ園）

［療育の目標］

（ア）　育児支援を通して、情緒の安定、意欲、基本的生活習慣を育てる。

（イ）　前言語的段階からの親子コミュニケーションを円滑にし、社会的コミュニケーションにつなぐ支援を行う。

（ウ）　発達に応じた体験を通して、こどものイメージ力や言語力を豊かに育てる。

（エ）　補聴器や人工内耳、遠隔補聴システムを利用した聴覚活用の支援を行う。

［療育の特徴］

集団療育、個別療育を通し保護者に様々な情報を提供し、難聴児の育児支援を行う。親子コミュニケーションが円滑に行われることによって、保護者の育児意欲を高める。同伴の保護者のみならず、家族が難聴について理解を深めるために、保護者参観や学習会を行う。

日常生活や遊びの場面で、聴覚活用を促しながらこどもに合った方法で豊かなコミュニケーションを行い、言語力や社会性が育つことを目指す。

［療育の日課］（次項参照）

イ　外来個別療育・経過観察

言語障がい児および重複する障がいをもつ難聴児等を対象として、言語聴覚士が外来個別療育を行っている。

定期的な療育を必要としないこどもについては経過を観察し、助言を行っている。

ウ　その他

［他施設との連携］

言語聴覚士が定期的にセンター内の肢体不自由児通園部門、知的障がい児通園部門、外来療育グループおよび福岡市内の児童発達支援センターへの支援を行っている。主な内容は、個別相談、保護者学習会、コミュニケーション支援、食事指導、関係職員への助言等である。

また、在籍児が通っている保育園、幼稚園等への訪問支援や療育見学の受け入れを行っている。

さらに、保育園、幼稚園の職員を対象に難聴講座を開催している。

［学齢児への支援］

難聴や言語障がいのある学齢児を対象に、必要に応じて支援を行っている。

（2）　療育形態

区　分	対　象　児		形　　態	ｸﾞﾙｰﾌﾟ数
親子通園	聴　覚 障がい児	0歳児	集団療育月１～２回および個別療育月２回	1
		1歳児	集団療育週１．５回および個別療育月２回	2
		2歳児	集団療育週２回および個別療育月２回	3
		3歳児	集団療育週２回および個別療育月２回	－
		4歳児	集団療育週１回および個別療育週１回	1
		5歳児	集団療育週１回および個別療育週１回	－
外来療育	聴覚・言語障がい児		週１回～月１回　個別療育	－
経過観察	聴覚・言語障がい児		随時	－

（3）　親子通園集団療育の日課および指導内容

１・２歳児		４歳児	
10:00	登園	10:00	登園
	荷物整理、排泄		あつまり、歌、絵本
	自由遊び、体操（2歳児）		カレンダーワーク、給茶、排泄
10:30	朝のあつまり	10:50	設定保育
	名前呼び、歌、絵本	11:30	自由保育、保護者勉強会
	当番活動（2歳児）	12:00	降園
	おやつ、音遊び		
	排泄、親子遊び（1歳児）		
11:10	設定保育		
11:45	給食、食事指導		
13:00	自由保育		
	保護者勉強会		
14:00	降園		

※0歳児は10:00～12:00の2時間、親子遊びと懇談を中心とした集団療育を行っている。

○体験学習の例

１歳児	動物園
２歳児	たんぽぽ採り、バッタ採り、動物園、どんぐり拾い
４歳児	買い物（パン屋・補聴器店・郵便局・商店街）、芋掘り

6　視覚障がい児部門

（1）　概要

当部門は、視覚に障がいがある就学前のこどもを対象に、通園療育、外来療育を行っている。

視覚に代わる感覚の活用や見る意欲、技術の促進を療育の中心とし、こどもの全体的な発達を促し、保護者が将来を見通しながら、安定して育児に取り組めるように支援している。

こどもの進路先でもある視覚特別支援学校や弱視特別支援学級とは、見学会や交流会を通して連携を深めている。

ア　視覚障がい児親子通園（つくしんぼ園）

［療育の目標］

（ア）　保護者がこどもへの関わりを学び、安定した親子関係を築く。

（イ）　保護者同士の情報交換や交流の場を提供する。

（ウ）　基本的な生活習慣の向上を図る。

［療育の特徴］

全盲児を中心とした視覚障がい児を対象に、親子での遊びや小集団での活動を中心とした療育を行っている。聴く、触れる、探索する、他者からの関わりを受け入れる等、今後の生活を支える基盤となる力を育むことを保護者と確認しながら療育をすすめている。

また、家庭での生活を支援し、保護者同士の交流を深めることを目的とし、学習会や保護者参観、園外行事等も実施している。

［療育の日課］（次項参照）

イ　外来療育

就学前の視覚障がい児を対象に、定期的な個別療育や経過観察を行っている。内容としては、視機能の評価、見る意欲や技術を高める遊びの紹介、弱視レンズの指導、点字指導等をこどもの見え方や発達状況に応じて行っている。

また、児童発達支援センターや保育園、幼稚園に在籍するこどもには、園訪問を実施する等の連携を図っている。

ウ　他施設との連携

依頼に応じて、児童発達支援センター、特別支援学校等を訪問し、個別の相談に応じたり、職員、保護者向けの学習会の講師を務めたりしている。内容は視機能の評価、視覚活用のための環境設定、視覚活用を促す遊びや課題の紹介等である。

また、福岡市発達教育センターにて、視覚障がい児の教育相談員として就学児に対する支援も実施している。

（２）　療育形態

区　分	対　象　児		形　　態		ｸﾞﾙｰﾌﾟ数
親子通園	全盲児、重複障がい児を中心とした視覚障がい児	１　歳　児	週　１　回	集団療育 個別療育 （２歳児）	１
		２　歳　児	週　２　回		
外来療育	定期的な療育を必要とする視覚障がい児	０～５歳児	週１回～ 月１回	個別療育	－
経過観察	発達状況の経過観察児、通園困難児 小学校等に入学した児（主に就学後１年間）		随時		

（３）　親子通園の日課および指導内容（１、２歳児）

時間	療育内容
10:00	登園 自由遊び
10:30	朝のあつまり 体操、親子遊び、紙芝居など
11:00	おやつ
11:15	課題遊び 手指遊び、運動遊び、園外散歩など
11:50	給食
12:30	自由遊び（親子分離） 保護者：学習会、懇談会
13:30	帰りのあつまり
14:00	降園

7　知的障がい児部門

（1）　概要

当部門は、知的発達に遅れや障がいが疑われる就学前のこどもを対象としている。

通園療育は、主として１、２歳児を対象とし、当部門と西部療育センター、東部療育センター、児童発達支援センター「めばえ学園」の知的親子通園部門とで地域割りにより対応している。

卒園後の主な進路先は、児童発達支援センター（知的単独通園）あるいは保育園、幼稚園である。

ア　児童発達支援センター（ぴよぴよ園）

［療育の目標］

（ア）　こどもの発達に応じた活動を通して、心身共に豊かな成長ができるように支援する。

（イ）　保護者がこどもの発達を理解し、楽しく安心して子育てができるように支援する。

（ウ）　保護者に情報交換、育児の悩みや喜びを共感し合う場を提供する。

［療育の特徴］

親子の関わり合いや基本的な生活習慣の基礎を培うことを柱にして、一人ひとりの発達を考慮した遊びを設定し、楽しく生き生きした活動となるように遊びの工夫を行いながら、こどもの豊かな発達を目指した療育を行っている。また、保護者が安心して子育てができるように、学習会や定期的な個別懇談を行い、育児支援を図っている。さらに、保護者同士の情報交換や育児の悩み、子育ての喜びを共感し合う場を提供している。

イ　通園形態

区　分	対　象　児		形　態		グループ	定員
親子通園	重～軽度 知的障がい児、発達障がい児	１　歳　児	週１回	集団 療育	3	２５
	重～軽度 知的障がい児、発達障がい児	２　歳　児	週２回		6	５０

ウ　日課　　（親子通園）

時間	主な活動
10:00	登園、朝の準備 自由活動
10:30	朝のあつまり おやつ
11:00	設定保育
11:45	給食 自由活動（親子分離） 保護者：学習会、懇談会
13:30	帰りのあつまり
14:00	降園

（2）　療育終了後の支援

進路先である保育園や幼稚園、児童発達支援センター（知的単独通園）に対しては、保護者の希望に応じて園との連携を図り、こどもの発達状況や関わり方を説明し情報交換を行っている。

また、育児支援として保護者からの相談に、電話や面談にて対応している。

8　発達障がい児部門

（1）　概要

当部門は、保育園や幼稚園に在籍する主として３歳児以上の発達障がい児に対して、個別支援療育を行っている。

また、小学校へ入学したこどもについては、保護者の希望に応じて就学後１年間の経過観察を行っている。

（2）　療育形態

対　象　児	形　　態	
保育園や幼稚園に在籍する発達障がい児（３～５歳児）	月１～２回	個別療育
小学校等に入学したこども（６歳児）	随　　時	経過観察

（3）　療育のねらい

ア　保護者への支援

障がいの受け止めの過程や、育児等に伴うストレスの緩和に重点を置いた支援を行う。また、こどもとの関わり方や日常生活上の工夫について保護者とともに検討する。

イ　こどもへの支援

こどもにあった関わりや環境設定など配慮すべき点を検討し、こどもが安心して生活を楽しめるようにする。また、誉められたり他者と楽しんだりする経験を通して、達成感や自信を育てる。

ウ　母集団（保育園、幼稚園）との連携

こどもが在籍する母集団を訪問して情報交換を行うことで、家庭や母集団および当センターとの連携を図る。

また、担任の保育士や教諭向けの学習会等を通して母集団への支援を行い、こどもがのびのびと園生活を過ごせるようにする。

（4）　療育の特徴

毎回の療育において、それぞれのこどもに合わせて活動場所を構造化し、絵や写真、文字などの視覚的手がかりを利用して、こどもの発達に応じた支援を行っている。

療育場面以外でのこどもの状況（母集団での様子等）や家庭の状況等、こどもに関する情報を多面的に捉え、日常生活に生かせる療育や保護者支援を心がけている。

９　外来療育グループ

（１）　概要

年齢や障がい状況等に応じてグループを設定し、多職種職員が合同で療育を行っている。

所　　属	職　　種
肢体不自由児部門	保育士、理学療法士、作業療法士、外来療育専任保育士
聴覚・言語障がい児部門	保育士、言語聴覚士、児童指導員
精神発達遅滞児部門	保育士、児童指導員
視覚障がい児部門	児童指導員
発達障がい児部門	児童指導員
相談支援係、発達相談係	発達相談員、児童指導員、ケースワーカー、コーディネーター

ア　０歳児：わんわんグループ

脳性麻痺を中心とする肢体不自由児や、ダウン症を主とする精神運動発達遅滞児の０歳児を対象としている。保育士、児童指導員による集団保育を行うとともに、理学療法士、作業療法士も含めた多職種による食事相談、学習会などの育児支援を行っている。また、保護者同士の交流を通して精神的な支えの場になるように設定している。

イ　１、２歳児：めだかグループ

精神発達に遅れがみられ、親子通園の対象であるが、両親が就労している、在宅のきょうだい児がいる等の事情で通園の難しいこどもを対象としている。保育士が中心となり、遊びや集団活動の場を提供しながら育児支援を行うとともに、ケースワーカーやコーディネーターが相談に応じ、環境調整を行っている。

ウ　１、２歳児：さくらんぼグループ

保護者に育児の困り感や育児不安のある発達障がい児を対象にしている。保育士が遊びや集団活動の場を提供しながら、保護者同士の交流の場を提供している。

エ　３～５歳児：わんぱく学級

保育園や幼稚園に通園している精神発達に遅れがみられるこどもを対象としている。こどもには保育士が中心となり遊びや集団活動の場を提供し、保護者には発達相談員を中心に学習や交流の場を提供している。

オ　４、５歳児：しんかんせんグループ

保育園や幼稚園に通園している知的に遅れがない発達障がい児を対象としている。言語聴覚士、作業療法士、児童指導員、保育士がこども同士のコミュニケーションや関わり、行動のコントロールを促す働きかけを行うとともに、保護者同士の交流を図っている。

カ　３～５歳児の保護者：かんがるーグループ

高機能発達障がい児の保護者を対象としている。障がい特性に合わせた関わりについての学習の機会や同じ立場の保護者との交流の場を提供している。

（2）　療育形態

※グループ療育は、いずれも１時間半程度のプログラムで実施している。

グループ名	対象年齢	形態		グループ数
わんわんグループ	0　歳　児	月１回	集団療育と食事指導	1
めだかグループ	1　歳　児	月１回	集団療育	6
	2　歳　児	月１回	集団療育	１３
さくらんぼグループ	１　～　２　歳　児	月１回	集団療育	2
わんぱく学級	３　～　５　歳　児	月１回	学習会、懇談会と集団療育	３１
しんかんせんグループ	４　～　５　歳　児	月１回	小集団療育、学習会	１３
かんがるーグループ	３～５歳児の保護者	月１～２回	学習会、保護者懇談	2

１０　在籍児の状況

（１）　部門別新規児の対応

（単位：人）

区　分	総 数	医療のみ	相　談・判定部門	肢体不自由児部門	聴　覚・言語障がい児部門	知　的障がい児部　門	視　覚障がい児部　門	発　達障がい児部　門	外来療育グループ部　門
総　数	1,977	2	1,150	75	126	54	13	44	513
通　園	56	－	－	-	－	54	2	－	－
外来療育	688	－	－	52	71	－	11	41	513
経過観察	1,214	2	1,133	22	54	－	－	3	－
経過相談	0	－	－	0	－	－	－	－	－
助言指導	19	－	17	1	1	－	－	－	－

注）１　部門別新規児とは、各部門が今年度新たに対応を始めたものであり、他部門を経由している場合や他部門と重複している場合がある。各部門で以前に終了したもので、今年度処遇を開始したものを含む。
　　２　「医療のみ」とは、各部門には所属せず、医師のみが医療面での経過観察を行うもの。
　　３　部門間での重複があるため、総数は実数とは異なる。

（２）　年間在籍児：処遇別

（単位：人）

区　分	総 数	医療のみ	相　談・判定部門	肢体不自由児部門	聴　覚・言語障がい児部門	知　的障がい児部　門	視　覚障がい児部　門	発　達障がい児部　門	外来療育グループ部　門
総　数	3,245	18	1,859	219	312	68	35	100	634
通　園	135	－	－	24	41	68	2	－	－
外来療育	978	－	－	134	122	－	26	62	634
経過観察	2,095	18	1,842	57	133	－	7	38	－
経過相談	3	－	－	3	－	－	－	－	－
助言指導	34	－	17	1	16	－	－	－	－

注）１　年間在籍児とは、令和４年度中にそれぞれの部門に在籍したものである。
　　２　異なった部門で処遇された場合はそれぞれに計上しているため、処遇別の総数は実数とは異なる。
　　３　同一部門内で、年度中途において処遇が変更された場合には、通園、外来療育、経過観察の順に優先して何れかの一つに計上しており、部門ごとの総数は実在籍児数となる。

（3）　年間在籍児：年齢別・性別

（単位：人）

区　分	医療のみ	相談・判定部門	肢体不自由児部門		聴覚・言語障がい児部門		知的障がい児部門		視覚障がい児部門		発達障がい児部門	外来療育グループ部門
総　数	18	1,859	219	(24)	312	(41)	68	(68)	35	－	100	634
男	7	1,353	133	(15)	198	(21)	51	(51)	19	－	68	463
女	11	506	86	(9)	114	(20)	17	(17)	16	－	32	171
0歳児未満	－	3	－	－	7	－	－	－	2	－	－	－
0　歳　児	－	9	1	－	19	(6)	－	－	8	－	－	7
1　歳　児	1	129	28	(5)	23	(9)	15	(15)	5	－	－	50
2　歳　児	1	336	34	(10)	20	(8)	53	(53)	2	－	－	139
3　歳　児	－	489	27	(5)	30	(4)	－	－	4	－	3	153
4　歳　児	1	475	20	(2)	74	(7)	－	－	6	－	22	115
5　歳　児	－	417	16	(2)	99	(7)	－	－	3	－	43	170
6歳児以上	15	1	93	－	40	－	－	－	5	－	32	－

注）1　年齢区分は令和4年4月1日現在の年齢による。0歳児未満児とは、令和4年4月2日以降に生まれたもの。
　　2　（ ）は、通園在籍者数を内数として計上している。

（4）　年間在籍児：地区別

（単位：人）

区　分		医療のみ	相談・判定部門	肢体不自由児部門	聴覚・言語障がい児部門	知的障がい児部門	視覚障がい児部門	発達障がい児部門	外来療育グループ部門
総　数		18	1,859	219	312	68	35	100	634
市内	計	13	1,857	219	260	68	21	100	634
	東　区	－	－	2	19	－	6	－	－
	博多区	－	553	52	53	5	3	23	163
	中央区	1	430	85	41	27	3	37	176
	南　区	5	596	37	80	9	2	29	180
	城南区	3	276	33	39	16	2	11	114
	早良区	2	2	7	16	11	2	－	1
	西　区	2	－	1	12	－	3	－	－
市　外		5	2	2	52	－	14	－	－

（5）　年間在籍児：部門重複

（単位：人）

二部門重複							三部門重複			
総数	肢＋聴	肢＋知	肢＋視	聴＋知	聴＋視	知＋視	総数	肢＋聴＋知	肢＋知＋視	肢＋聴＋視
27	13	5	6	2	1	－	－	－	－	－

注）1　在籍した部門が重複しているものの状況であり、障がいの重複状況ではない。
　　2　［肢］肢体不自由児部門　　［聴］聴覚・言語障がい児部門
　　［精］精神発達遅滞・発達障がい児部門　　［視］視覚障がい児部門

（6）　部門別・障がい種別・診断別

ア　相談・判定部門

（単位：人）

障がい種別	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数	1,859	3	9	129	336	489	475	417	1
精神遅滞	290	－	1	27	65	83	64	50	－
精神発達の遅れ	185	－	－	18	46	63	35	23	－
精神運動発達遅滞	53	3	6	8	2	16	10	8	－
脳性運動障がい	7	－	1	3	－	－	1	2	－
言語発達の遅れ	63	－	－	6	15	18	13	11	－
運動発達の遅れ	11	－	－	－	2	－	3	6	－
その他の運動障がい	4	－	－	3	1	－	－	－	－
発達障がい	1,205	－	1	63	201	300	333	306	1
情緒障がい	1	－	－	－	－	－	1	－	－
視覚障がい	－	－	－	－	－	－	－	－	－
聴覚障がい	2	－	－	－	－	2	－	－	－
構音障がい	13	－	－	－	－	1	6	6	－
吃音	14	－	－	0	2	4	5	3	－
脳性言語・認知障がい	1	－	－	－	－	1	－	－	－
異常なし	4	－	－	1	－	1	1	1	－
その他	6	－	－	0	2	－	3	1	－

注）　年齢区分は令和4年4月1日現在の年齢による。

イ　肢体不自由児部門

（単位：人）

障がい種別		総数		0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数		219		－	1	28	34	27	20	16	93
脳性運動障がい	脳性麻痺	42	97	－	－	1	2	3	3	1	32
	脳性麻痺危険児	1		－	－	－	－	1	－	－	－
	脳損傷後遺症	4		－	－	1	－	－	1	1	1
	発達性協調運動障がい	39		－	－	－	－	－	3	4	32
	その他	11		－	－	1	－	1	3	-	6
その他運動障がい	二分脊椎	3	23	－	－	－	1	－	－	－	2
	分娩麻痺	－		－	－	－	－	－	－	－	－
	筋疾患	3		－	－	－	－	－	－	－	3
	その他	17		－	－	2	2	2	3	2	6
運動発達遅滞	精神運動発達遅滞	75	99	－	1	19	23	12	3	6	11
	ダウン症候群	20		－	－	4	4	7	3	2	-
	低緊張児	-		－	－	－	－	－	－	－	－
	特発性運動発達遅滞	3		－	－	－	2	－	1	－	－
	その他	1		－	－	－	－	1	－	－	－

注）1　年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。
　　2　複数の診断名をもつ場合は運動障がいに、より関与すると思われる一つを選んだ。

ウ　聴覚・言語障がい児部門

（単位：人）

障がい種別	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数	312	7	19	23	20	30	74	99	40
難聴による言語障がい	94	6	17	16	11	11	12	13	8
難聴以外の言語障がい	147	－	1	－	1	10	48	78	9
重複障がい	68	1	1	6	8	9	12	8	23
その他	3	－	－	1	－	－	2	－	－

注）1　年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。
　　2　難聴以外の言語障がいとは言語発達遅滞、脳性麻痺、口蓋裂、吃音等による言語障がい、機能性構音障がい、運動性構音障がいのことである。
　　3　重複障がいとは言語障がいの要因が難聴を含む二つ以上あるもの。
　　4　その他とは検査中途のもの、または、検査の結果異常のなかったもの。

［年間在籍者のうち、療育を実施した難聴児の聴力程度］　（単位：人）

障がい種別		総数		0歳未満児		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		6歳児以上	
総数		81	(18)	6	(1)	13	(1)	16	(3)	12	(3)	11	(5)	10	(2)	12	(2)	1	(1)
聴力検査	30～50デシベル	17	(5)	1	(-)	2	(-)	3	(1)	1	(-)	1	(1)	3	(1)	5	(1)	1	(1)
	51～70デシベル	31	(4)	1	(-)	7	(1)	5	(1)	3	(-)	5	(1)	5	(-)	5	(1)	-	(-)
	71デシベル以上	33	(9)	4	(1)	4	(-)	8	(1)	8	(3)	5	(3)	2	(1)	2	(-)	-	(-)

注）1　年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。
2　聴力程度は良聴耳、または、音場検査での域値を会話域平均聴力レベル（４分法）で示した。
3　経過観察児を除く。
4　（　）内は重複障がい児の再掲。

エ　知的障がい児部門　（単位：人）

障がい種別	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数	68	-	-	15	53	-	-	-	-
精神遅滞	18	-	-	9	9	-	-	-	-
精神発達の遅れ	4	-	-	-	4	-	-	-	-
精神運動発達遅滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
言語発達の遅れ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発達障がい	46	-	-	6	40	-	-	-	-
聴覚障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注）年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。

オ　視覚障がい児部門　（単位：人）

視力程度・重複状況		総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数		35	2	8	5	2	4	6	3	5
視力程度	0	8	2	2	2	-	-	1	-	1
	光覚	4	-	4	-	-	-	-	-	-
	0.1未満	11	-	2	2	1	1	-	3	2
	0.3未満	9	-	-	1	-	3	4	-	1
	0.3以上	3	-	-	-	1	-	1	-	1
重複状況	視覚障がいのみ	11	-	1	2	1	1	2	1	3
	重複障がい	24	2	7	3	1	3	4	2	2

注）1　年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。
2　視力程度は両眼両視によるもの。行動所見によるものを含む。
3　重複障がいには精神遅滞、聴覚障がい、および運動機能訓練を受けているものを含む。

カ　発達障がい児部門

（単位：人）

障がい種別	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数	100	－	－	－	－	3	22	43	32
精神遅滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－
精神発達の遅れ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
精神運動発達遅滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－
脳性運動障がい	－	－	－	－	－	－	－	－	－
言語発達の遅れ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運動発達の遅れ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の運動障がい	－	－	－	－	－	－	－	－	－
発達障がい	100	－	－	－	－	3	22	43	32
聴覚障がい	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注）　年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。

キ　外来療育グループ部門

（単位：人）

障がい種別	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上
総数	634	－	7	50	139	153	115	170	－
精神遅滞	120	－	－	12	37	36	10	25	－
精神発達の遅れ	56	－	－	4	15	18	7	12	－
精神運動発達遅滞	25	－	7	4	6	4	2	2	－
脳性運動障がい	1	－	－	－	－	－	1	－	－
言語発達の遅れ	9	－	－	1	－	－	4	4	－
運動発達の遅れ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の運動障がい	1	－	－	1	－	－	－	－	－
発達障がい	422	－	－	28	81	95	91	127	－
聴覚障がい	－	－	－	－	－	－	－	－	－
視覚障がい	－	－	－	－	－	－	－	－	－
吃音	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注）　年齢区分は令和４年４月１日現在の年齢による。

１１　相談・療育の実績

（１）　療育人数・療育日数　　（単位：人）

区分		総数		相談・判定部門		肢体不自由児部門		聴覚・言語障がい児部門		知的障がい児部門		視覚障がい児部門		発達障がい児部門		外来療育グループ	
実療育人数	通園	3,136	135	1,781		214	24	304	41	68	68	35	2	100		634	
	外来		3,001		1,781		190		263				33		100		634
延療育人数	通園	23,118	5,724	11,228		2,674	1,411	3,487	1,543	2,696	2,696	237	74	560		2,236	
	外来		17,394		11,228		1,263		1,944				163		560		2,236
療育日数	通園						223		228		219	123	44				
	外来				243		243		239				110		234		189
１日平均療育人数	通園	102.3		46.2		11.5	6.3	14.9	6.8	12.3	12.3	3.2	1.7	2.4		11.8	
	外来				46.2		5.2		8.1				1.5		2.4		11.8

注）１　「外来」には外来療育と経過観察を含む。
　　２　相談・判定部門の療育人数は、相談、面接件数（心理面接、ケースワーク面接、電話相談等）を計上している。
　　３　療育部門の実療育人数の総数は、通園、外来それぞれに計上したものを合計しているため、重複しているものがある。
　　４　肢体不自由児部門の外来療育人数は、訪問療育を含む。

（２）　通園療育部門の在籍状況　　（単位：人）

区分		総数	肢体不自由児部門	聴覚・言語障がい児部門	知的障がい児部門	視覚障がい児部門
利用定員		100	40	30	30	－
年度当初（４月）		69	19	28	20	2
年度中	入園	72	5	13	54	－
	退園	6	3	－	3	－
年度末（３月）		129	21	41	65	2
年度末退園		75	7	17	51	－
月平均在籍児		108.5	21	35.3	50.2	2
年度末在籍児の障がい程度	計	129	21	41	65	2
	重度	15	0	14	1	－
	中度	53	15	22	15	1
	軽度	61	6	5	49	1

注）　障がい程度は以下の区分による。

区分	肢体不自由児	聴覚障がい児	知的障がい児	視覚障がい児
	移動運動による	聴力レベルによる	ＤＱの数値による	視力程度による
重度	移動困難	70デシベル以上	35以下	0.02未満
中度	何らかの形で移動可	51～70デシベル	36～50	0.02～0.09
軽度	独歩(杖・補装具含む)	30～50デシベル	51～75	0．1以上

１２　通園療育終了後の状況

（単位：人）

区　分		肢体不自由児部門	聴覚・言語障がい児部門	知的障がい児部門	視覚障がい児部門
総数		１０	１７	５１	－
児童発達支援センター	単独通園	3	－	２０	－
	親子通園	1	1	－	－
児童発達支援事業所		2	－	－	－
聴覚特別支援学校幼稚部		－	7	－	－
視覚特別支援学校幼稚部		－	－	－	－
保育園		－	－	１４	－
幼稚園		－	－	１５	－
通常学級		－	1	－	－
通級指導教室		－	3	－	－
知的障がい特別支援学級		－	－	－	－
肢体不自由特別支援学級		－	－	－	－
情緒特別支援学級		－	2	－	－
難聴特別支援学級		－	－	－	－
知的障がい特別支援学校		1	1	－	－
肢体不自由特別支援学校		1	－	－	－
聴覚特別支援学校小学部		－	－	－	－
家庭		1	－	1	－
転居		1	2	1	－
死亡		－	－	－	－
その他		－	－	－	－

１３　障がい児等療育支援事業

（１）　概要

この事業は、在宅の障がい児者の地域での生活を支えることを目的とした事業で、福岡市から受託し療育課で実施している。相談内容、支援内容が多種多様であるため、相談支援専門員の他、療育課のスタッフ全員で対応している。

（２）　対象者

福岡市在住の重症心身障がい児・者、知的障がい児、身体障がい児を対象としている。

（３）　事業内容

ア　在宅訪問等による療育支援

当センターへの来所が困難な在宅障がい児・者の家庭や施設に定期的もしくは随時訪問し、各種の相談や支援を行っている。平成１４年度に児童相談所から移管された、重症心身障がい児・者巡回訪問支援事業もこの事業の中に含まれている。

個人宅への訪問は主に、通園が困難な重心児に対して、医師、理学療法士、作業療法士、保育士がニーズに応じて月１回ないしは、随時訪問を行っている。児童発達支援センターへの訪問療育は、個々のニーズに応じて言語聴覚士、作業療法士が評価並びに助言を行っている。

（単位：件）

訪　問　先	件数
個　人　宅	42
児童発達支援センター	58
病院・乳児院等	－
計	100

イ　外来による療育支援

障がい児および家族に対して、外来により各種の相談、支援を行っている。
保険診療の対象とならない事業は、当事業の中で取り組んでいる。

（単位：件）

訪　問　先	件数
個別療育	942
集団療育	2,236
保護者勉強会	119
計	3,297

ウ　施設訪問による療育支援

児童発達支援センター、保育園や幼稚園等、関係機関の職員に対して各専門職による療育に関する技術支援を行っている。個々のこどもへの支援だけでなく、職員研修や保護者向けの学習会にも対応している。

（単位：回）

関係機関	合計	職種						
		医師	OT・PT	ST	保育士	指導員	心理	CO
児童発達支援ｾﾝﾀｰ	84	21	10	37	－	16	－	－
分園	1	－	1	－	－	－	－	－
保育園・幼稚園	13	－	8	－	1	3	－	－
学校	23	－	13	－	－	10	－	－
成人施設	1	－	1	－	－	－	－	－
その他関係機関	10	－	10	－	－	－	－	－
特別支援保育	11	－	9	－	－	2	－	－
計	143	21	52	37	1	31	－	－

エ　地域啓発

①　難聴講座「ありんこ教室」

保育園や幼稚園の職員を対象に、難聴および難聴児療育について理解してもらうことを目的とした研修や情報交換を行った。

開催回数　１回　参加人数　３２人

②　視覚障がい講座「つくしんぼセミナー」

保育園、幼稚園、学校、児童発達支援センター等の職員を対象に、視覚障がい児の理解と援助方法についての研修および情報交換を行った。

開催回数　１回　参加人数　３２人

③　発達障がい講座

発達障がい児をもつ保護者や発達障がいに関心を持つ保護者が、発達障がいについての基本的な知識やこどもへの関わり方を学ぶ機会を提供するために学習会を行った。

開催回数　７回　参加人数　２３７人

④　福祉用具フェスタ２０２２

毎年、障がいのある子どもやその家族が自立した生活や豊かな生活を送るために、福祉用具に関する知識を広め、福祉用具の紹介や試乗を行っている。令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、四園の在籍児・福岡県内の業者に限定して行った。

１４　障がい児相談支援事業（障がい者相談支援事業）

（１）　概要

平成２４年４月から、児童福祉法等の一部改正に伴い、福岡市から指定を受け指定障がい児・指定特定相談支援事業所として障がい児相談支援事業を実施している。

家族等からの相談に応じ、こどもの心身の状況や家族の状況、生活環境等に応じて、必要な情報の提供、福祉サービスの調整、利用計画の作成、助言などを行っている。

また、児童発達支援などの障がい児通所支援の利用に際し、障がい児相談支援事業による「障がい児支援利用計画」の作成が必要になり、平成２４年度から段階的に対象児を拡大し、平成２７年度からすべての対象児について実施することとなった。平成２６年１０月からは居宅介護等福祉サービス利用のためにも利用計画の作成が必要になり、未就学児を対象に、必要な情報を提供し、利用計画の作成、福祉サービスの調整などを行っている。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、福岡市地域自立支援協議会に代わり、新たに「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」が平成２４年８月に設置され、相談支援専門員は、区部会委員として参加している。

（２）　実施状況

相談支援専門員等が、障がい児の家庭生活や在宅療育に関して、来所・電話・訪問などの方法にて相談対応を行っている。各種福祉サービスの提供に係わる調整や、生活に難しさを抱えている家庭の相談に応じている。当センターでは１８歳未満を対象としているが、施設の性格上、就学前のこどもの相談が大半を占めている。

［相談援助］

○相談内容

・福岡市転出入、療育
・福祉サービス（障がい福祉サービス、手帳、手当など）の利用
・ことばの発達や行動
・保育園や幼稚園での適応
・家庭生活（家族のこと、経済的なこと）
・余暇活動

○相談状況　（単位：人）

障がい種別	実人数	延人数
知的障がい	956	2,218
重症心身障がい	21	837
身体障がい	173	749
発達障がい	611	1,029
高次脳機能障がい	1	2
精神障がい	4	7
その他	62	74
計	1,828	4,916

（単位：人）

年齢別	実人数	延人数
０～５歳	1,694	4,696
６～１１歳	84	132
１２～１４歳	12	13
１５～１７歳	5	7
１８歳以上	33	68
不明	－	－
計	1,828	4,916

○利用計画等作成件数　（単位：件）

作成計画内容	通所支援	居宅介護等
障がい児支援利用計画案作成	192	16
障がい児支援利用計画作成	185	2
継続障がい児支援利用援助（モニタリング）実施	153	6

（3）　福岡市障がい者等地域生活支援協議会
相談支援専門員が区部会委員として参加している。
区部会会議等　　１２回

（4）　その他の連絡会議等　　計２１回
・事業団相談支援会議
（福岡市内の障がい児相談支援事業を実施する心身障がい福祉センター療育課、西部療育センター、東部療育センター、めばえ学園、あゆみ学園との連携会議）
・福岡県支援事業受託施設連絡協議会
（福岡県、福岡市、北九州市の障害児等療育支援事業を受託する施設の連絡協議会）
・相談支援連絡会
（福岡市内の児童発達支援センターの相談支援事業所との連携会議）

１５　特別支援保育訪問支援事業

（１）　概要

福岡市の特別支援保育事業は、障がい児と健常児が日常的な交流の中で、両者の健全な発達を促進することを目的に昭和５８年度から実施されている。

平成１４年度から従来の指定園制度を改め、すべての保育園で障がい児を受け入れる制度に変更された。全園での受け入れに際し、特別支援保育事業の充実を図るために平成１５年４月に特別支援保育訪問支援事業が開始された。

令和２年４月に制度の大幅な見直しが行われ、名称も『障がい児保育事業』から『特別支援保育事業（さぽ～と保育)』の名称も変更された。

当センターでは平成１５年度から、西部療育センターでは平成２１年度から、東部療育センターでは平成２３年度から、本事業を福岡市から委託され訪問先の所在区で担当分けを行い、訪問を実施している。平成１５年度は４人、１６年度は３人、１７年度は１人の専任の保育士を配置し、１８年度以降は複数の保育士が通園との兼任で支援を行っている。令和４年度は専任２人で対応している。

（２）　目的

福岡市特別支援保育支援事業の充実を図るため、障がい児保育の経験が豊富な特別支援保育訪問支援保育士を配置し、障がいについての専門的な知識や技術を踏まえ、障がい児への関わりを伝えるとともに園と保護者とのよりよい信頼関係を側面から援助することを目的としている。

（３）　対象園

中央区、南区、博多区、城南区を中心とした保育園

（４）　事業内容

ア　保育園訪問支援

保育園を訪問して保育に参加することで状況を把握するとともに、障がい児に対しての具体的な援助および保護者や健常児への対応も含めた障がい児の保育全般について支援を行っている。集団保育の中で、特別支援保育対象児として認定されていない、気になるこどもの相談が増えてきており、保護者の了解を得て対応している。

イ　研修への参画

保育園内研修、特別支援保育研修、事例研修会、講習会等に参画し、講演や助言を行っている。

（５）　訪問支援事業

訪問支援（保育参加）	実訪問園数	８１園
	訪問延日数	１６０日
	訪問支援数	２７０人（対象外１３２人）
研　　修	園内研修	１７園
	区別研修他	９回
電話相談		１１１件

※参考　福岡市内の特別支援保育対象児の在籍回数、対象児数の推移

在籍園数	R4. 3. 31	264 園
	R5. 3. 31	275 園
対象児数	R4. 3. 31	949 人
	R5. 3. 31	1,056 人

１６　私立幼稚園障がい児支援事業

（１）　概要

私立幼稚園障がい児支援事業は、障がい児が通園する私立幼稚園に対して訪問、助言などの支援を行うことを目的に、平成２３年度に福岡市から当事業団に委託された。

専任訪問支援員１名を配置し平成２３年６月から市内の私立幼稚園を対象に支援を行っている。

平成２８年度から、専任訪問支援員が西部療育センターと東部療育センターにも配置されたため、訪問先の所在区で担当分けを行い、中央区、南区、博多区、城南区を訪問するようになった。

（２）　目的

障がい児の療育経験が豊かな保育士が配置され、私立幼稚園からの電話相談に応じたり、幼稚園からの要請に応じて訪問支援や研修を行い、障がい児支援事業の充実を図ることを目的とする。

（３）　対象者

中央区、南区、博多区、城南区の私立幼稚園

（４）　事業内容

ア　電話

私立幼稚園からの電話相談を受け、助言等を行っている。

イ　訪問支援

私立幼稚園からの要請に応じて訪問し、具体的な支援を行っている。

ウ　研修への参画

私立幼稚園からの要請に応じて園内研修での助言や研修講師を務めている。

（５）　私立幼稚園障がい児支援事業

訪問園数	１９（延４２）園
訪問相談人数	６９人
園内研修回数	２回
電話相談件数	３４件

１７　児童発達支援センター等日中一時支援事業

（１）　概要

この事業は、平成１８年１０月に短期入所からの名称変更により、地域生活支援事業として障がいのあるこどもを日中に預かる事業である。

（２）　受け入れ状況

各児童発達支援センター等で、通園児の療育の中で受け入れている。平成２１年度より、発達障がい児も日中一時支援の利用が可能となり、知的障がい児部門で受け入れている。

また、送迎サービスは提供していないが、給食は希望により提供している。

（３）　日中一時支援事業実施状況

	知的障がい児通園 視覚障がい児通園	肢体不自由児通園	聴覚障がい児通園
定　　員	２人	３人（緊急対応枠１人）	０人
対 象 児	知的障がい児 発達障がい児 視覚障がい児	肢体不自由児 重症心身障がい児 遷延性意識障がい児	聴覚障がい児
年　　齢	１～３歳児	１～５歳児	１～５歳児
受 入 日	開園日		
居宅期間	実施する		
時 間 帯	９：３０～１７：００		
送　　迎	保護者で行う		
給　　食	実費負担で提供		
体　　制	原則として通常の保育の中で受け入れる。 １４時以降は、保育室で通園担当職員と臨時職員で対応している。		

（４）　事業実績

（単位：人）

児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	総　数	知　的	肢体不自由	聴　覚
契約人数	５０	３３	１７	０
延利用人数	４５９	１８８	２７１	－
利用実人数	３７	２２	１５	－

注）契約人数は延人数
　　肢体不自由児は医療型児童発達支援センターで受け入れている。

１８　分園（自主事業：児童発達支援事業所）

①　すてっぷ長浜

〒810-0072　福岡市中央区長浜２丁目２番４号　　TEL(092)736-1130
(UR 九州支社１階)　　FAX(092)736-1123

②　すてっぷ大池通り　　※令和２年６月１日開設

〒815-0074　福岡市南区寺塚１丁目４番３号１０６　TEL(092)403-0210
FAX(092)403-0201

（１）　概要

幼稚園・保育園に通いながら専門的な支援を受けたいというニーズに応えるため、平成２８年４月、自主事業として、分園すてっぷ長浜（児童発達支援事業所）を開設した。その後の増大する療育ニーズに応えるため、令和２年６月、分園すてっぷ大池通りを開設した。

（２）　目的

発達に遅れやばらつきのある児に対し、発達特性に合わせた療育を行い、児に対しては発達を促し、保護者に対しては発達特性の理解を進めることで、子育ての支援を行っている。

（３）　対象

福岡市内に居住する発達に遅れやばらつきのある児（3～5 歳児）

（４）　内容

・単独通園・・・・週１回　　９：３０～１３：３０
・親子通園・・・・月２回　１４：１５～１６：１５

（５）　事業実績　　（単位：人）

区　　分		単独通園	親子通園	計
すてっぷ長浜	年間在籍児数	４７	４５	９２
	年間延療育人数	１，４９６	７１０	２，２０６
すてっぷ大池通り	年間在籍児数	４６	４１	８７
	年間延療育人数	１，６４１	７７７	２，４１８

１９　保育所等訪問支援事業

概要

本事業は、平成２８年４月より開始した。

保護者からの希望があり、園の理解と協力が得られ、市からの支給決定を受けているお子さんを対象としている。当センターの職員が、通園されている保育園・幼稚園等を訪問し、集団生活への適応に向けた支援や在籍する園の職員等への支援、相談を行っている。

令和４年度は保護者からの希望がなく、契約者はいなかったため実施していない。

事業実績　（単位：人）

契約人数	―
延利用人数	―
利用実人数	―

２０　居宅型児童発達支援事業

概要

本事業は平成３０年４月から開始した。

来所が困難な重症心身障がい児を対象に発達を促すとともに日常生活が快適に過せるように保育士、児童指導員が支援を行っている。

事業実績　（単位：人）

契約人数	1
延利用人数	１２
利用実人数	1

２１　給食部門

（１）　概要

児童発達支援センター各部門の通園児と日中一時支援事業利用児に対して給食の調理、提供を行っている。

定期的に各通園部門と情報交換を行い、連携を図りながら、アレルギー対応食や特別食の形態の多様化に対応している。

（２）　給食基準

厚生労働省の定めた「日本人の食事摂取基準」に基づく給与栄養量の昼食相当分で４０％とした。

給与栄養目標量

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン			
						A (ug)	B１(mg)	B２(mg)	C (mg)
目標	398～511	12.9～25.6	8.8～17.0	140～200	1.8～2.2	160～200	0.2～0.3	0.2～0.3	16～20
平均	464.1	21.1	16.3	174.9	2.3	164.7	0.3	0.3	27.3

（３）　献立及び食品

米飯、パン、麺がそれぞれ喫食できるように配慮し、主食、主菜、副菜の三群から構成し、多くの食品にふれられるように献立を作成している。

味付けは、だしをきかせて薄味にし、食品は、新鮮かつ食品添加物の少ないものを使用し、旬の食材を積極的に取り入れている。

（４）　調理状況

区　　分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
調理日数（日）		15	19	22	20	16	20	20	20	18	16	19	17	222
調理数（食）	肢体不自由児部門	84	96	113	119	87	118	115	108	94	97	104	100	1,235
	聴覚・言語障がい児部門	42	66	70	69	32	61	57	60	69	52	68	49	695
	精神発達遅滞、精神発達障がい児部門	90	133	173	162	121	218	184	303	286	254	269	283	2,476
	視覚障がい児部門	3	6	9	7	5	8	7	6	4	4	7	6	72
	日　中　一　時	17	22	35	29	22	27	39	33	26	33	30	32	345
	その他指導職員等	35	46	48	41	44	38	45	56	55	40	49	42	539
	総　　数	271	369	448	427	311	470	447	566	534	480	527	512	5,362
	（うち普通食）	(193)	(236)	(334)	(317)	(237)	(373)	(335)	(457)	(439)	(390)	(419)	(431)	(4,161)
	１日平均食数	18	19	20	21	19	24	22	28	30	30	28	30	24

（5）　特別調理

アレルギーを持つこどもに対して、それぞれ他の食品におき換えた代替食、または除去食を提供している。また、こどもの咀嚼力・嚥下力に応じた形態別の調理を行い、必要に応じて、増粘剤等を使用し対応している。

区分	アレルギー						主食										おかず					フルーツ(りんご等)				
							ごはん			パン			めん													
	卵	乳製品	小麦粉類	大豆製品	魚類	食品添加物	軟飯	つぶしがゆ	ペースト	かゆ	ペースト	ステイック	3～5	あらみじん	みじん	細みじん	ペースト	ざく切り	あらみじん	みじん	細みじん	ペースト	スライス	みじん	すりおろし	ペースト	コンポート
対象人数	3	1	－	1	－	－	2	1	2	3	3	1	27	9	1	1	3	2	13	2	1	2	24	6	3	2	7
食数	221	5	－	3	－	－	141	84	231	28	17	3	143	42	8	6	30	158	527	253	2	232					

（6）　その他

ア　摂食指導のため、個人に対応した食器類（ガード丸皿・ガード角皿・カットコップ・特殊スプーン等）を使用している。

イ　保護者を対象として学習会を開催し、栄養に関する講習を行っている。

ウ　保護者からの要望に応じて、給食のレシピを作成し配布している。

第４　成人部門

１　障がい者自立訓練センター

（１）　概要

「障がい者自立訓練センター」では、専門的、総合的な診断を基に個々の障がいに応じて心身の機能回復、代償手段の獲得、各障がいの理解、自立と生活の質の向上、仲間づくり、社会復帰（就労等）、社会参加（余暇活動等）の促進を支援している。

リハビリテーションは、従来は視覚障がい者に対しては福岡市地域生活支援事業、その他は医療で実施してきた。平成２１年度から、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の自立訓練施設に移行し、機能訓練、生活訓練として実施している。ただし、自立訓練の手続きが終わるまで一部の人に対しては、医療による外来訓練として実施した。

平成３０年度からは、成人部門に「障がい者自立訓練センター」を設置し組織体制を強化することで、事業の充実・強化に取り組んでいる。

ア　診察・評価

（ア）　身体（肢体、言語）障がい者、高次脳機能障がい者、発達障がい者は医師の処方に基づき、評価を行い、個々の訓練の目標と方針を決定して、訓練を行っている。

視覚障がい者は、医師の診察と訓練指導員の初回面接を経て、個々に応じた訓練の科目と目標を決定し、訓練を行っている。

（イ）　診療体制

（単位：人）

区　分		総　数	リハビリテーション科	内　科	精神科	眼　科
診察日（週）			月～金曜日	金曜日午前	水曜日午後	金曜日午後
内訳	初診	99	64	5	7	23
	再診	232	229	1	2	－

注）１　診察医の身分は、リハビリテーション科は当事業団のセンター医師、内科・精神科はセンター嘱託医、眼科は障がい者更生相談所の嘱託医である。
２　診察の補助には、看護師が立ち会っている。
３　初診は、在籍者を含む。

イ　通所によるリハビリテーション

（ア）　目的

障がいの軽減とよりよい家庭生活の援助や社会復帰の促進のために、リハビリテーションを行う。障がいを受容し、生き甲斐のある生活をすることを目標として、自立性向上のための支援を行う。

（イ）　対象者

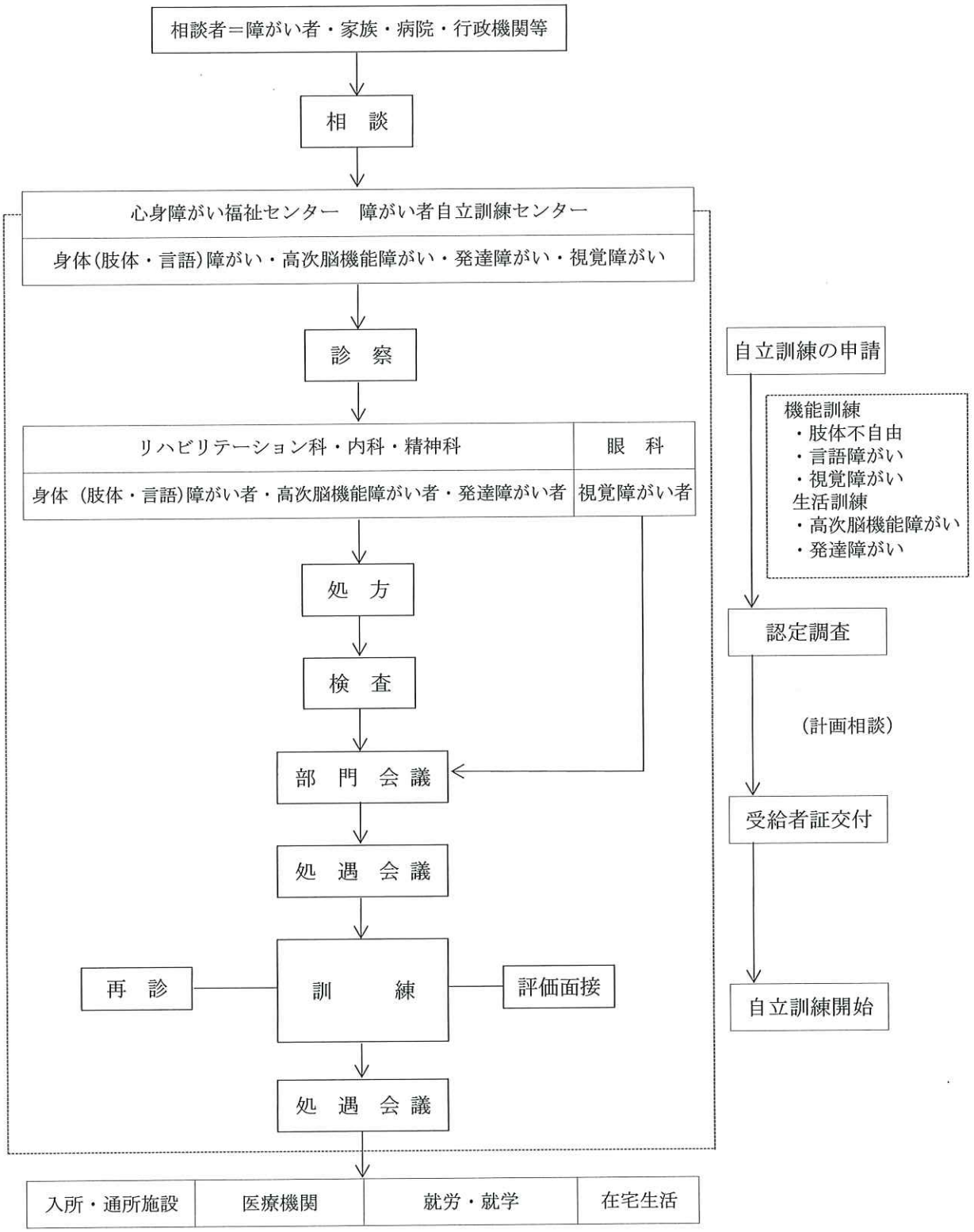
成人で、身体（肢体、言語）、高次脳機能、発達、視覚に障がいがあり、かつ、センターに通所できる障がい者を対象としている。

（ウ）　業務内容

下表の障がい別に分かれる。対象者に対する診察後、評価を行って個々の訓練の目標を設定し、リハビリテーションを行っている。また、各障がい者に必要な種々の情報提供や、障がい者同士の交流を図っている。

障がい別	訓　練　目　標	訓練内容	リハ担当	診察
身体障がい者 （肢体不自由者 言語障がい者）	主に脳血管障がい等の中途障がい者に対して、心身の機能やコミュニケーション能力の回復、維持、改善を図るとともに、円滑な家庭生活と社会参加の促進を図ることを目的としてリハビリテーションを実施する。	（共通） 訓練形態 ・個別リハ ・集団リハ 訓練回数 週1～4回	理学療法士　1人 作業療法士　2人 言語聴覚士　1人	リハビリテーション科 （月～金） 内科　（金:午前）
高次脳機能障がい者	脳外傷や脳血管障がいによる高次脳機能障がい者を対象に、包括的リハビリテーションを実施する。		理学療法士　1人 作業療法士　2人 言語聴覚士　1人	リハビリテーション科 （月～金） 精神科 （水:午後）
発達障がい者	発達障がい者の相談を受け、評価・診断のもと、就労・就学等の社会参加を支援する。		臨床心理士　3人	
視覚障がい者	先天性素因、全身病、外傷等によって、視力や視野障がいを受けた視覚障がい者に対し、保有視力および保有諸感覚を活用して社会に適応できる能力を養い、早期に社会復帰できることを目的とした訓練を行う。		視覚障がい者生活訓練等指導員　2人 指導員　2人	眼科　（金:午後）

ウ　障がい者自立訓練センターの流れ（受付から退所まで）



エ　福岡市障がい者更生相談所との連携

（ア）　業務の連携

当センター（障がい者自立訓練センター）と障がい者更生相談所との間で、次のとおり業務連携を行っている。

	心障センターからの技術提供	障がい者更生相談所からの技術援助
担当職員	障がい者自立訓練センター、療育第１係 理学療法士　各１人	障がい者更生相談所 嘱託医、会計年度任用職員（看護師）
業務内容	①補装具適合判定、指導（義肢、装具） ②車いすチェック	①業務内容 眼科の診察（嘱託医）および診察補助（看護師） ②訓練業務 バイタルチェック等

（イ）　技術提供の実績

補装具、車いすの適合判定業務の取扱件数　（単位：件）

区　分	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総　数	318	26	22	28	32	22	24	41	25	27	27	18	26
補装具適合	156	17	11	16	11	11	11	21	10	14	10	8	16
そ　の　他	162	9	11	12	21	11	13	20	15	13	17	10	10

オ　リハビリテーション相談、発達障がいに関する相談、生活支援相談（視覚障がい）等の相談件数は２００件であった。

相　談　内　容	件　数
①　リハビリテーション相談	21
②　視覚障がい生活支援相談	108
③　発達障がいに関する相談	71
合　計	200

カ　研修

障がい者への理解およびリハビリテーションに関する研修の依頼を受け、福岡市交通局職員等を対象に研修を行った。

キ　その他

（ア）　地域障がい者フィットネス教室

（イ）　視覚障がい者へのパソコン貸出し（６F 視覚パソコン室）とパソコンサークルへの支援

（ウ）　視覚障がい者の会（訓練修了生団体）「福岡つくし会」への援助

（エ）　視覚障がい者の点字サークルの育成と支援

（2）　身体（肢体不自由・言語）障がい者

月曜と木曜の週２回、主として青壮年層の脳血管障がいによる後遺症のある人を対象としている。円滑な家庭生活と社会参加の促進を図ることを目的に、身体機能や言語機能の回復や維持、代償的手段の獲得、障がいによる生活上の問題に即したリハビリテーションを実施している。

ア　肢体不自由者

項　　目	目　　的	方　　法
（ア）　機能回復訓練	・身体機能訓練 関節可動域・筋力の改善、体力の改善維持、痛みの軽減	・体操、マットでの訓練 ・機械器具使用による訓練
（イ）　日常生活動作訓練	・日常生活における基本的な動作の獲得	・歩行、起居動作訓練 ・衣服の脱着、身の回りの動作訓練 ・家屋状況や障がいの状態に応じた生活動作および介助方法の指導 ・利き手交換
（ウ）　生活圏の拡大・社会参加体験	（１）　手段的日常生活動作確立 ①　交通機関の利用 ②　家事動作	・バス、地下鉄等の利用 ・調理、掃除等
	（２）　家庭生活の活性化	・パソコン、手工芸、書道、絵画等
	（３）　社会参加	・就労、就学支援、施設利用援助等

イ　言語障がい者

（ア）　機能回復訓練

個々の症状に応じて、言語の４側面（話す、聞く、読む、書く）の訓練や、残された機能を用いて意思を伝達する訓練を行い、主として、絵カード、単語、文章、数字を用いて言語機能の回復を図る。

（イ）　実用コミュニケーション訓練

訓練で獲得した言語機能や音声言語以外のコミュニケーション手段を実際の生活場面で使用できるように訓練を行う。

（ウ）　集団訓練

個別訓練で回復または獲得した機能を集団場面でも使用できるように訓練を行う。

（エ）　言語環境の調整

言語障がい者を取り巻く言語環境を整え、生活圏の拡大を図る。

（３）　高次脳機能障がい者

記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等、いわゆる行政的高次脳機能障がいのある人を対象に、包括的リハビリテーションを行っている。水曜と金曜を中心に個別訓練とグループ訓練を組み合わせて実施している。

ア　個別訓練

週１回、各利用者に対して実施している。

（ア）	神経心理学的評価
（イ）	認知トレーニング
（ウ）	代償手段の検討および獲得練習
（エ）	障がい認識の促進
（オ）	カウンセリング
（カ）	生活圏拡大、社会参加の支援
（キ）	家族支援
（ク）	就労・就学支援

イ　グループ訓練

利用者は必要に応じたグループ（４５分～６０分）を選定し、週に１～４回参加している。
また、３か月に１度修了式を開催している。

（ア）	コミュニティ	・グループディスカッションを通して障がいを理解し認識をすすめる
（イ）	計算・読解グループ	・８１マス計算、文章読解問題を行う
（ウ）	注意グループ	・注意力を高める課題を行う
（エ）	新聞グループ	・各自が持ってきた新聞記事を発表しディスカッションする
（オ）	ミニグループ	・グループ内で司会、記録を決め、時間内に結論を出す
（カ）	記憶定着グループ	・一週間の出来事について、記録を見ながら報告する
（キ）	作業グループ	・パソコンや事務作業、軽作業等を通して仕事の能力を確認する
（ク）	ワーキンググループ	・軽作業、趣味活動等を通して活動への意欲向上につなげる
（ケ）	アクティブグループ	・軽スポーツや製作活動等を通して注意や遂行機能を高める
（コ）	コミュニケーショングループ	・ゲームやディスカッション等を通しコミュニケーション力を高める

ウ　家族会

年７回、高次脳機能障がいについての勉強会や懇談会を開催した。

（４）　発達障がい者

福祉施策の狭間で支援を受けられず、教育や就労分野においても定着する場を持たない高機能広汎性発達障がい者は、相談、診断、評価、ハビリテーション、就労や就学支援、生活支援、家族面談等を行い、適切に社会参加ができるような支援が必要である。これらのニーズに応えるため、当センターでは、義務教育を修了した１６歳以上の高機能広汎性発達障がい者を対象に、就労や就学等を目的とした社会生活力ハビリテーションプログラムを平成１６年度から診療の一部として開始した。平成２０年度からは障がい者自立訓練センター（当時のリハビリテーション係）の業務として実施している。

平成２４年度から４年間、専任職員２人を配置し、事業団独自事業としてＪ☆ポーティング（発達障がい者モデル事業）を実施し、既存の福祉サービスへの円滑な適応が難しい発達障がい者に対して個別支援と居場所作りを行った。同事業が平成２７年度末に終了したため、平成２８年度からはこの事業の一部を吸収する形で訓練を発展させた。

現在は、支援を受け社会参加や就労することを希望している人の評価や診断を行うとともに、それぞれの人の状態に応じてグループ訓練、同室訓練、個室訓練などを通しての特性理解支援を進めている。あわせて就労就学支援、福祉サービス利用支援、家族支援等も行っている。

ア　支援内容

（ア）　相談
（イ）　評価、診断
（ウ）　生活支援
（エ）　就労、就学支援
（オ）　福祉サービス利用支援
（カ）　訓練
　○個別訓練
　　・評価、面接等
　○グループ訓練
　　・特性理解
　　・コミュニケーション
　　・事務作業、軽作業
　　・体調管理、就労準備（身だしなみ、遅刻・忘れ物の対処法など）
　　・レクリエーション
　　・調理など
　○同室訓練（グループ訓練日以外の通所を希望した人またはグループ訓練参加に不安がある人対象）
　　・製作作業
　　・事務作業、軽作業など
　○個室訓練（グループ訓練や同室訓練参加に不安がある人対象）
　　・製作作業
　　・事務作業、軽作業など
　＊外来訓練
　　短期間利用者・自立訓練開始までの期間中の人を対象に製作作業、事務作業等を実施
（キ）　家族支援
　　・家族面接
　　・家族会（２か月に１回 発達障がいについての勉強会や懇談会を開催）

（5）　視覚障がい者

平成２１年度からの自立訓練導入に伴い、随時受入、随時修了とし、個別訓練またはグループ訓練を行っている。

ア　通常訓練

（ア）　歩行・移動訓練

諸感覚を活用して正しい姿勢で白杖を使用し、交通機関を利用して、自宅から目的地まで安全かつ能率的に単独歩行ができるように訓練する。

（イ）　コミュニケーション訓練（点字、スマホ、パソコン、墨字）

新たなコミュニケーション手段としての技能の獲得を目指す。個別訓練、またはグループによる訓練を行う。

（ウ）　日常生活動作訓練（調理、買い物など）

日常生活における合理的かつ安全な動作方法と、必要な技能を身につけるために実施する。

（エ）　学習指導(国語、数学、英語、社会、生物)

視覚特別支援学校等への入学希望者等に、入学対策や学習継続支援などの学習指導を行う。

イ　集団訓練

新型コロナウィルス感染防止のため、令和２年度以降は集団訓練の規模を縮小して実施している。

（ア）　外出行事

バス乗降訓練（西鉄ももち浜営業所）２回

（イ）　館内行事

福祉機器業者に協力を得て、福祉機器展示会を１回実施した。

ウ　視覚障がい者のパソコン貸し出し事業

訓練修了者を中心とする視覚障がい者に対して６Ｆ視覚パソコン室においてパソコンの利用を開放しており、自主サークルの活動に協力して対応している。令和４年度は延べ２１９人が利用した。

エ　修了生への支援

点字サークルの育成と支援（２２回：延１６７人）及びリモートパソコンサポート（３４回：延１１３人）を行った。

オ　外部協力

障がい者就労支援機関向けに、視覚障がい者が仕事で利用する音声パソコンの支援者研修会を３回実施した。

（6）　訓練実績

ア　訓練日数　（単位：日）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
訓　練　日　数	224	229	230

イ　延訓練者数内訳　（単位：人）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
延訓練者数	1,934	992	1,116
機能訓練	228	－	1,116
生活訓練	1,700	899	－
外来訓練	6	93	－

ウ　在籍者（通所者）と新規受付数　（単位：人）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
在籍者数	33	32	42
前年度継続者	21	8	17
令和４年度新規	12	24	25
令和４年度退所	16	19	13

エ　新規通所者の状況

（ア）　発症から来所までの経過年数別人数　（単位：人）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　　数	12	24	25
３か月未満	－	－	－
３か月以上６か月未満	－	－	－
６か月以上１年未満	8	－	－
１年以上２年未満	1	－	－
２年以上３年未満	1	－	－
３年以上４年未満	2	－	－
４年以上５年未満	－	－	2
５年以上１０年未満	－	－	4
１０年以上	－	24	19

（イ）　来所経路別件数　　（単位：件）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　　数	12	24	25
病　　院	6	4	1
行　　政	－	2	1
知　　人	－	－	2
施設・学校	－	6	2
福祉団体	－	－	3
職　　場	－	1	－
相談支援機関	3	6	9
就労支援機関	1	2	2
そ　の　他	2	3	5

（ウ）　年代別人数　　（単位：人）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　　数	12	24	25
10歳未満	－	－	－
10　歳　代	－	2	－
20　歳　代	－	12	2
30　歳　代	－	6	3
40　歳　代	2	1	3
50　歳　代	7	3	9
60　歳　代	3	－	4
70　歳　代	－	－	4
80　歳　代	－	－	－

オ　在籍者状況

（ア）　性別、年代別在籍者数　　（単位：人）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　　数	33	32	42
男	23	23	22
女	10	9	20
10　歳　代	－	3	－
20　歳　代	4	16	2
30　歳　代	3	9	4
40　歳　代	5	1	4
50　歳　代	16	3	13
60　歳　代	5	－	11
70　歳　代	－	－	8
80　歳　代	－	－	－
90　歳　代	－	－	－

（イ）　地区別在籍者数　　（単位：人）

区　　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　　数	33	32	42
市　内　計	28	26	28
東　　区	5	5	9
博　多　区	5	3	8
中　央　区	6	3	3
南　　区	2	6	2
城　南　区	3	－	1
早　良　区	5	4	4
西　　区	2	5	1
市　　外	5	6	14

（ウ）　手帳所持状況　　（単位：人）

総　数		身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
		33	32	42
身体障害者手帳	1　級	1	－	14
	2　級	5	－	24
	3　級	3	－	2
	4　級	6	－	－
	5　級	－	－	2
	6　級	1	－	－
	な　し	17	32	－
精神障害者保健福祉手帳	1　級	－	－	－
	2　級	8	5	－
	3　級	10	8	－
	な　し	13	19	42
療育手帳	A	－	－	1
	B	－	4	1
	な　し	33	28	40

（エ）　在籍期間別人　　（単位：人）

区　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　数	33	32	42
１年未満	15	28	27
１年以上２年未満	16	2	13
２年以上３年未満	2	2	2
３年以上	－	－	－

（オ）　原因疾患別在籍者数

〈肢体・言語障がい・高次脳機能障がい〉　（単位：人）

総　数	33
脳梗塞	9
脳出血	15
頭部外傷	4
その他	5

〈発達障がい〉　（単位：人）

総　数	32
自閉スペクトラム症	12
注意欠陥多動症候群	16
学習障害	－
その他	4

〈視覚障がい〉　（単位：人）

総　数	42
網膜色素変性症	16
糖尿病	1
緑内障	18
視神経萎縮	1
黄斑変性症	1
その他	5

〈視力の状況〉　（単位：人）

総　数	42
視力　0	6
光覚	3
手動	2
指数	－
0.01	3
0.02 ～ 0.04	3
0.05 ～ 0.08	6
0.09 ～ 0.2	3
0.3 ～ 0.6	12
0.6 ～	4

（カ）　退所後の状況　（単位：人）

区　分	身体・高次脳機能障がい	発達障がい	視覚障がい
総　数	16	20	13
職場復帰・定着	5	6	3
就職	－	2	－
職業訓練・学校	－	4	1
通所事業所	7	5	1
就労支援機関	－	－	2
相談支援機関	－	－	－
家庭・通院	3	3	6
施設入所	1	－	－
入院	－	－	－
その他	－	－	－
死亡	－	－	－

2　高次脳機能障がい支援センター

（1）　概要

平成３０年度に「高次脳機能障がい支援センター」を開設し、専任コーディネーター２人体制で高次脳機能障がいに関する相談支援、普及啓発、ネットワーク作り、自動車運転再開評価などを実施している。

「福岡県高次脳機能障がい支援事業」についても、県内４か所の拠点機関のひとつとして、当センターで実施している。

（2）　相談支援

高次脳機能障がいに関する各種相談を受け、必要な情報提供、関係機関との調整等を実施した。

新規相談　１７９件（電話１７１件、来所　４件、訪問１件、メール３件）

継続相談　８８２件（電話６５９件、来所１００件、訪問１７件、メール１０６件）

ア　相談支援者数　（単位：件）

	総数	本人	家族	医療機関	行政機関	労働機関	福祉施設	相談支援事業所	職場	学校	その他
新規	１８１	３７	５６	４７	6	4	１０	１５	0	0	6
継続	９３８	３２１	２２０	１１３	２２	１８	７８	１１９	8	0	３９

※複数での相談の場合があるため、総数が（1）相談支援件数と異なる。

イ　居住区別相談者数　（単位：件）

	総数	市内	県内	県外	不明
新規	１７９	１０１	４０	7	３１
継続	８８２	６７６	１７１	２８	7

ウ　年齢別相談者数　（単位：件）

	総数	～１０代	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代～	不明
新規	１７９	4	１１	9	２６	５１	５６	２２
継続	８８２	１４	３７	１３２	２１２	３１２	１６９	6

エ　性別相談者数　（単位：件）

	総数	男性	女性	不明
新規	１７９	１０９	４９	２１
継続	８８２	６２５	２５４	3

オ　障がい原因別相談者数　（単位：件）

	総数	頭部外傷	脳血管疾患	その他	不明
新規	１７９	４９	１００	２１	9
継続	８８２	２０９	５５３	１１８	2

カ　新規相談者の相談事項　　（単位：件）

	総数	診断	訓練	対応	就労	自動車運転	社会資源	福祉制度	その他
新規	２６８	９	５５	６３	２８	４１	２２	２６	２４

※複数の相談事項がある場合があるため、総数が（1）相談支援件数と異なる。

（3）　普及啓発

ホームページでの情報発信、リーフレット配布、県事業の研修開催、各種研修会への講師派遣を通して高次脳機能障がいに関する普及啓発を行った。

ア　福岡県高次脳機能障がい支援事業主催研修

研　修　名	開催日	参加者
第１回高次脳機能障がい支援セミナー（Web開催）	１０月１４日	１４５人
高次脳機能障がい講演会	１１月１９日	８９人
第２回高次脳機能障がい支援実践セミナー（Web開催）	３月１０日	１８７人

イ　その他講師派遣

研　修　名	開催日	参加者
福岡県警教養課研修（会場+Web開催）	６月１日	１０６人
ホームヘルパースキルアップ研修	８月２３日	１８人
出前講座　ワークネット北九州（Web開催）	２月１日	１０人
出前講座　城南フレンドホーム	３月８日	５人

（4）　ネットワーク作り

福岡市内の支援ネットワークの充実を目的とした福岡コージネットの事務局として支援連絡会、コージネット研修会を開催している。

ア　コージネット支援連絡会

市内の医療、介護、福祉、就労支援、行政機関の８機関で構成したメンバーで、９月と２月に会議を開き、高次脳機能障がいに関する課題等の情報交換をするとともに研修の企画をした。

イ　コージネット研修会

ZOOM を使った Web 開催で３回の研修会を実施した。

	内　容	開催日	参加者
基礎編	講演「高次脳機能障がいの症状と対応」 博愛会病院　副院長　岡崎哲也氏	６月３日	１２５人 ＋YouTube視聴 ２９人
専門編	講演「高次脳機能障がい者の就労支援について」 名古屋市総合リハビリテーションセンター自立支援部長 稲葉健太郎氏	８月１９日	７６人 ＋YouTube視聴 １４人

応用編	１．リレー式事例紹介 博愛会病院　本田清美氏 あいあいセンター　久野彩 風ひかり作業所　築地翔吾氏 風ひかり作業所　当事者 ２．高次脳機能障がいＱ＆Ａ	１２月９日	６２人

（５）　自動車運転再開評価

福岡県安全運転医療連絡協議会で定めた方法に従って、診察、神経心理学的検査、シミュレーター検査、実車評価（自動車教習所）を組み合わせた評価を実施した。運転再開者には、１年後に電話でのフォローアップを開始した。

評価実施者数	ｼﾐｭﾚｰﾀｰ検査実施数	実車評価実施数	運転再開者数	フォローアップ数
２２人	２６回	１１回	１１人	１０人

（６）　就労定着支援

福祉的就労でなく企業で働いている高次脳機能障がい者の定着支援を目的とした就労者グループ懇談会を開催した。

第１回　　４月２４日　参加者　９人
第２回　１０月　２日　参加者１２人
第３回　　３月１９日　参加者１３人

（７）　高次脳機能障がい児支援

自主的な家族グループ「つばさジュニア」の活動を支援しているが、新型コロナウィルス感染拡大で活動が難しかったため、オンライントークを開催した。

第１回　　８月　７日　参加者５人
第２回　１０月　２日　参加者４人
第３回　　３月１９日　参加者３人

（８）　会議参加

福岡県高次脳機能障がい相談支援体制連携調整委員会	１回（Web 開催）
福岡県高次脳機能障がい支援ネットワーク会議	４回（Web 開催）
九州ブロック支援コーディネーター会議	１回（Web 開催）
高次脳機能障害支援普及全国協議会	２回（Web 開催）
支援コーディネーター全国会議	２回（Web 開催）
翼連絡会	３回
福岡県安全運転医療連絡協議会	２回（Web 開催）

（９）　学会発表

日本小児看護学会第３２回学術集会　７月１０日
「こどもの高次脳機能障害の症状出現を考慮したケアとは－急性期からの退院支援－」
第４６回日本高次脳機能障害学会学術総会　１２月２日
「福岡市立学校における高次脳機能障害児の在籍状況－養護教諭への調査を通して－」

3　地域障がい者フィットネス教室

平成１５年および１６年度の２年間、福岡市から「地域障がい者フィットネスモデル事業」を受託し、脳卒中等(他に頭部外傷や筋疾患)の青壮年層の身体障がい者を対象としてフィットネス教室を実施した。

２年間のモデル事業を通して、フィットネス向上のためのプログラムを開発し、参加者の体力やＱＯＬの向上を認めたため、平成１７年度以降は「地域障がい者フィットネス普及事業」として、効果的なプログラムの確立を図るとともに、地域（医療・介護・保健・福祉施設、民間教室等）への普及活動を行った。平成２０年度からは、「地域障がい者フィットネス教室」となり、引き続き当センターにて実施している。

（1）　内容

①　通常教室

ア　場　所　：福岡市立心身障がい福祉センター４階
イ　日　程　：令和４年４月１２日～令和５年３月１４日（火曜日１０：１５～１１：４５）
　　月４回　年４５回
ウ　定　員　：２０人　　※２グループに分けて実施
エ　内　容　：フィットネス体操、エアロビクス、ボール・マットエクササイズ、ヨーガ、
　　Ｙプログラム(棒を使ったエクササイズ)
オ　スタッフ：センター職員（障がい者自立訓練センター所長、理学療法士、作業療法士）
　　非常勤職員（運動指導員、エアロビクス講師、ヨーガ講師）

（2）　実績

ア　受講者の内容

（ア）　年代別・性別受講者数　　（単位：人）

	総　計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
総　計	２３	－	－	3	1	7	１２	－
男　性	１５	－	－	1	1	4	9	－
女　性	8	－	－	2	－	3	3	－

（イ）　行政区別受講者数　　（単位：人）

東　区	博多区	中央区	南　区	城南区	早良区	西　区	市　外	合　計
5	1	6	1	2	6	2	－	２３

（ウ）　疾患別　　（単位：人）

脳血管障がい	頭部外傷	そ　の　他	合　　計
１９	2	2	２３

イ　参加状況

実 施 回 数　全４５回
参加延人数　４１６人

ウ　内容別実施回数

（単位：回）

内　容	年間回数
体　　操	３８
エアロビクス	１５
ボール・マットエクササイズ	１４
ヨーガ	6
Yプログラム	１０

第５　福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）

〒810-0072　福岡市中央区長浜一丁目２番８号　　ＴＥＬ（０９２）４０６－２５８０
（福岡市立心身障がい福祉センター４階）　ＦＡＸ（０９２）７３８－３３８２

１　概要

当センターは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 の規定に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である『基幹相談支援センター』として、すべての障がい者に係る相談支援の業務を総合的に行うとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 32 条第 1 項の規定に基づく『市町村障害者虐待防止センター』として、障がい者の権利利益の擁護に資すること」を目的として福岡市により設置され、平成２６年１月に、心身障がい福祉センターリハビリテーション課の係として開設された。

平成３０年４月には福岡市の障がい者相談支援体制の再編及び虐待防止機能強化に伴い、１課２係体制となった。

２　事業内容および実績

（１）　総合的・専門的な相談支援の実施

区障がい者基幹相談支援センターでは取り扱いが困難なケースについて、必要な助言などの支援を行うとともに、障がい者就労支援センター、発達障がい者支援センター、児童発達支援センター等と連携して対応を行う。

ア　相談者実数　（単位：件）

	合計	3 年度からの継続相談	4 年度新規相談
計画相談	15	13	2
総合相談	112	12	100
合計	127	25	102

イ　相談対応内訳　（単位：件）

	合計	電話	来所	訪問	その他
計画相談	599	500	6	93	－
総合相談	711	503	25	183	－
合計	1,310	1,003	31	276	－

（２）　福岡市の相談支援体制の強化の取組

ア　相談支援に関する研修会等の実施

福岡市内の指定相談支援事業所の支援を行う区基幹センターのコーディネーターのスキルアップを図るため、研修会を行い、区基幹センターが指定相談支援事業所の資質向上のため実

施している各種取り組みに関する支援を行っている。

イ　相談支援センター等への助言等による人材育成支援

福岡市から委嘱された「相談支援スーパーバイザー」とともに相談支援センター等を定期的または要請に応じて随時訪問し、専門的な助言等を実施するなど、相談支援センター等の人材育成の支援を行う。

【相談支援の件数】　（単位：件）

訪問	電話	メール	その他	計
265	378	125	25	793

ウ　各区の相談支援センターのネットワーク構築への支援

地域の相談機関（身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）を行うことにより、相談支援事業の周知を行い、区障がい者基幹相談支援センターが区内のネットワークを構築するための支援を行う。

エ　障がい者の孤立防止や社会参加推進に向けた相談支援センター等の取組への支援

障がい者の孤立防止や社会参加促進のために、相談支援センター等が行う取り組みを支援するために、市の担当部署や社会福祉協議会、地域の相談機関等との連携会議の開催など各種の支援を行う。

（3）　地域移行・地域定着の促進の取組

障がい者支援施設や精神科病院等に対し、地域移行に向けた普及啓発を行う。また、福岡市障がい者等地域生活支援協議会等のネットワークを活用し、障がい者の地域生活を支えるための全体的な体制整備に係るコーディネートを行う。

（4）　権利擁護・虐待の防止

ア　障がい者虐待に係る通報および届出の受理

養護者による障がい者虐待および障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待の通報届出を受けた場合は「虐待防止センター」として受理する。

【通報・届出の状況】　（単位：人）

受付	養護者による虐待			従事者、使用者による虐待			虐待以外の相談		計
	本人	家族・知人・住民	行政・事業所・その他	本人	家族・知人・住民	行政・事業所・その他	本人	その他	
センター	4	1	55	8	1	11	9	8	97
休日・夜間	3	2	3	10	3	1	12	16	50
計	7	3	58	18	4	12	21	24	147

※　同一の通報者または届出者による同一の通報または届出（重複）を除く。

※　障がい者虐待防止センターの受付時間は、平日午前９時から１７時まで、休日・夜間は福岡市が契約しているティーペック（株）が受付を行うが、緊急対応が必要な場合には連絡を受け、福岡市の所管課等関係機関と連携して対応できる体制を整えている。

【通報・届出への対応延件数】　（単位：件）

対応方法	本人	家族	行政	関係機関	その他	計
電　　話	185	536	642	1,936	75	3,374
メール・ＦＡＸ	1	15	45	64	0	125
訪問・同行	339	262	180	718	98	1,597
来　　所	5	8	3	18	1	35
計	530	821	870	2,736	174	5,131

イ　養護者による障がい者虐待への対応

養護者による虐待の場合は、さらなる虐待の防止と当該障がい者を保護または支援するために、区保健福祉センター、区障がい者基幹相談支援センター、その他サービス提供等関係機関と連携し、虐待対応が終結するまでの一連の支援を行う。

【虐待への対応】　（単位：人）

区　分	実人数	計
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	24	68
虐待ではないと判断した事例	12	
虐待の判断に至らなかった事例	23	
虐待の事実確認を継続中の事例	9	

【障がい種別の実数】　（単位：人）

区　分	障がい種別					
	身体	知的	精神	知的＋精神	その他（※難病等）	計
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	8	9	10	2	1	30
虐待ではないと判断した事例	1	3	6	2	0	12
虐待の判断に至らなかった事例	5	9	10	1	0	25
虐待の事実確認を継続中の事例	3	0	5	2	0	10

※重複あり

【年齢別の実数】　（単位：人）

区　分	年齢別					
	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	計
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	5	5	6	5	3	24
虐待ではないと判断した事例	3	4	4	1	0	12
虐待の判断に至らなかった事例	7	5	4	5	2	23
虐待の事実確認を継続中の事例	2	0	1	6	0	9

※　障がい者虐待における虐待防止法制の年齢別対象範囲は１８歳～６４歳であるが、養護者への支援は１８歳未満の場合でも障害者虐待防止法により対応する。

※　配偶者からの暴力を受けている場合は、「配偶者からの暴力の防止及び被虐待者の保護に関する法律」の対象にもなる。

【性別の実数】　（単位：人）

区　分	男性	女性	計
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	4	20	24
虐待ではないと判断した事例	4	8	12
虐待の判断に至らなかった事例	7	16	23
虐待の事実確認を継続中の事例	5	4	9

【虐待の内容別件数】　（単位：人）

区　分	虐待の内容					
	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	計
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	18	1	6	5	5	35
虐待ではないと判断した事例	3	0	6	5	4	18
虐待の判断に至らなかった事例	11	2	10	6	8	37
虐待の事実確認を継続中の事例	5	0	4	1	3	13

※重複あり

【虐待対応に関する会議の開催状況】（単位：回）

会議	計
コアメンバー会議	67
個別ケース会議	123
ケア会議	24

ウ　虐待防止に向けたネットワークの構築と啓発活動

障がい者虐待防止のために地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、広報その他啓発活動を行う。

【行政向け研修】

◆1回目

日　程：令和4年6月13日（月）
会　場：福岡市立心身障がい福祉センター7階（大研修室よりオンライン配信）
テーマ：「障がい者虐待対応について」（講義・演習）
講　師：福岡市福祉局障がい者支援課差別解消・交流係　赤坂　嘉裕 氏（係長）
福岡高齢者・障害者虐待対応チーム：野林　信行 氏（弁護士）
岡田　理恵 氏（社会福祉士）
参加者：28人（行政虐待対応担当者等）

◆2回目

日　程：令和4年7月13日（水）
会　場：福岡市立心身障がい福祉センター7階（中研修室よりオンライン配信）
テーマ：「障がい者虐待対応について」（講義・演習）
講　師：福岡高齢者・障害者虐待対応チーム：野林　信行 氏（弁護士）
岡田　理恵 氏（社会福祉士）
参加者：24人（行政虐待対応担当者等）

【区障がい者基幹相談支援センター向け研修】

日　程：令和4年6月22日（水）
会　場：福岡市立心身障がい福祉センター7階（大研修室）
テーマ：「障がい者虐待防止法および対応について」（講義・演習）
参加者：28人（区障がい者基幹相談支援センターコーディネーター）

【福祉サービス事業所（法人）向け研修】

◆1回目

日　程：令和4年9月2日（金）
会　場：福岡市立心身障がい福祉センター7階（中研修室よりオンライン配信）
テーマ：「障害者虐待防止研修実施に向けて」（講義）
参加者：54法人（1法人1回線での実施）

◆2回目

日　程：令和4年9月7日（水）
会　場：福岡市立心身障がい福祉センター7階（中研修室よりオンライン配信）
テーマ：「障害者虐待防止研修実施に向けて」（講義）
参加者：64法人（1法人1回線での実施）

エ　福岡市障がい者等地域生活支援協議会における「障がい者虐待対応に関する専門部会」の事務局業務の一部及び委員を担う。

オ　緊急一時保護の連絡調整

障がい者虐待を受けた、または受ける恐れのある障がい者を必要に応じて市内の指定短期入所事業所へ緊急一時保護する場合の連絡調整を行う。また、必要に応じて緊急一時保護先への移送を行う。

（5）　ライフステージを通じた支援体制の構築

乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じて一貫した相談支援を実施できるようにするため、児童発達支援センター、発達障がい者支援センター、障がい者就労支援センター等の専門機関と相談支援センター等との連携が円滑に進められるよう必要な調整を行う。

（6）　福岡市内のグループホーム等に関する情報集約業務

福岡市内の障がい者グループホーム等の基本的な情報（所在地、建物の構造、間取り、家賃等の実費負担、利用者の状況等）および空室状況等（空室状況、体験利用の可否等）の情報を整理・集約し、福岡市および区障がい者基幹相談支援センター等、並びにグループホーム等運営法人に対して、毎月情報提供を行う。

【グループホーム等の情報数】

東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	計
89	45	16	58	42	44	50	344

※　空室情報提供先：157 機関

【本業務を通じてグループホーム等の入居に至った件数】

入居件数：計 274 件

（7）　福岡市障がい者等地域生活支援協議会に係る業

ア　福岡市が設置した「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」の開催準備、議事録の作成等、事務局業務の一部を担う。

イ　事務局合同会議を開催し、各区部会からの課題の精査を行う。

ウ　事務局合同会議調整会議を開催し、事務局合同会議で検討する事例の精査を行う。

エ　ホームページの更新（協議会、事務局合同会議、区部会、専門部会の活動報告等）を行う。

【会議の開催状況】　（単位：回）

会　議　名	実施回数
福岡市障がい者等地域生活支援協議会	2
福岡市障がい者等地域生活支援協議会事務局合同会議	3
福岡市障がい者等地域生活支援協議会事務局合同会議調整会議	3

3　福岡市・県からの受託事業等

（1）　障害者総合支援法に関わるホームヘルパースキルアップ研修

障害者自立支援法の施行に伴い、平成１８年度からホームヘルパーのサービスの質の向上を目的とした「障害者自立支援法に関わるホームヘルパースキルアップ研修事業」を福岡市から受託している。令和２年度は計４回開催した。また、演習を取り入れ実践的で専門的な研修を行った。

ア　目　的
障害者総合支援法における介護サービスの質の向上を図る

イ　対象者
福岡市の指定居宅介護事業者に所属するホームヘルパー等

ウ　日　程
令和４年７月 20 日～令和４年 12 月 13 日　　計８回

エ　テーマ・内容

（単位：人）

テーマ	実施日	内　　容	受講者
視覚障がい	7 月 20 日	視覚障がいの理解と対応（講義・実技）	21
聴覚障がい	7 月 27 日	聴覚障がいの理解と対応（講義）	13
高次脳機能障がい	8 月 23 日	高次脳機能障がいの理解と対応（講義・演習）	18
精神障がい	9 月 13 日	精神疾患の理解と対応（講義）	36
発達障がい	9 月 28 日	発達障がいと強度行動障がいの理解と対応（講義）	29
重度障がい者の移乗介助と福祉用具	11 月 8 日	重度障がい者の移乗介助（講義） 福祉用具の体験（実技）	28
医療的ケア	11 月 29 日	医療的ケアが必要な方のくらし（講義）	29
知的障がい	12 月 13 日	知的障がいの理解と対応（講義）	16
		受 講 者 総 数	190

（２）　難病患者等ホームヘルパー養成研修

平成１９年度から、福岡市より「難病患者等ホームヘルパー養成研修」を受託している。
研修内容は、国の要綱に基づき福岡市と協議のうえ、受講対象者や研修カリキュラム等について企画し「基礎課程Ⅰ」と「基礎課程Ⅱ」を行った。また、研修修了者には、福岡市長名の修了証書を交付した。

ア　目的

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識や技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的とする。

（福岡市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱より）

イ　受講要件

基礎課程Ⅰ：１）介護職員初任者研修の修了者又は履修中の者
２）ホームヘルパー２級課程の修了者
３）介護福祉士

基礎課程Ⅱ：１）介護福祉士養成のため実務者研修の修了者又は履修中の者
２）介護職員基礎研修、もしくはホームヘルパー１級課程の修了者
３）介護福祉士

※いずれも福岡市内に在住か、勤務している方が対象
なお、上記以外の者については自己学習のための参加であれば、修了証は発行しないが参加は認めるものとする。

ウ　カリキュラム、日程

カリキュラム	日　程	内　　容	講　　師
基礎課程Ⅰ	11月11日	難病の基礎知識Ⅰ	アムナス博多訪問看護ステーション所長 野田　洋子 氏
		難病の保健・医療・福祉制度Ⅰ	福岡県難病医療連絡協議会 原田　幸子 氏
		難病患者の心理および家族の理解	九州大学こころとそだちの相談室 岩山　真理子 氏
基礎課程Ⅱ	11月28日	難病患者の心理学的援助法	九州大学こころとそだちの相談室 岩山　真理子 氏
		難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ	福岡県難病医療連絡協議会 原田　幸子 氏
	12月12日	難病の基礎知識Ⅱ	福岡県難病ネットワーク 深川　知栄　氏 村上華林堂病院　副院長 北野　晃祐　氏
		難病に関する介護の事例検討	福岡市障がい者基幹相談支援センター 岩石　雅彦

オ　受講者の状況

全課程を履修した者には、福岡市より修了証書と証明書（携帯用）を交付した。

（単位：人）

区分	申込者数	受講者数	自己学習者数	欠席者数	修了者数
基礎課程Ⅰ	21	19	1	2	18

基礎課程Ⅱ	27	23	0	4	21
		21	0	6	

（３）　区障がい者基幹相談支援センター コーディネーター研修

平成２０年度から福岡市の委託を受け、「サービス等利用計画作成従事者研修」を実施してきた。平成２９年度より区障がい者基幹相談支援センターが設置され、区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーターのさらなるスキルアップを目的とし、平成３０年度より名称を「区障がい者基幹相談支援センターコーディネーター研修」に改め、コーディネーターの経験に応じて、体系的研修、専門テーマ研修を実施している。

ア　目的

相談支援事業の基礎を学習し、日頃の支援を振り返り、より良い支援を考えることで、相談支援の質の向上を図る。また、実務に即した内容として、地域での協議の場でのファシリテーターの役割を担うことを想定して、技術の向上を図る。

イ　対象者：区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーター

ウ　日程、内容

日　程	内　容	講　師	受講者	体系
4月26日	障がいの理解と対応 （知的・身体・精神）	（知的） 東区第１障がい者基幹相談支援センター 松本　直　氏 （身体） 福岡市障がい者基幹相談支援センター 中島　大輔 （精神） 博多区第１障がい者基幹相談支援センター 栗原　彩　氏	26	1～2年目
5月13日	インテーク アセスメント	東区第３障がい者基幹相談支援センター 富永　愛　氏 城南区障がい者基幹相談支援センター 田村　祐季　氏	30	
5月30日	介護保険　～移行と併用と生活保護～	福岡市障がい者基幹相談支援センター 中島　大輔	38	
6月13日	本人中心計画と 意思決定支援	ピアッツァ桜台　　前田　秀和　氏	33	
2月28日	ソーシャルワーク	(講義) 博多区第１障がい者基幹相談支援センター 栗原　彩　氏 (実践報告) 東区第１障がい者基幹相談支援センター 松本　直　氏 西区第１障がい者基幹相談支援センター 西村　隆之　氏 福岡市障がい者基幹相談支援センター 日高　彩菜	34	3～4年目

12月9日	スーパービジョン	東区第1障がい者基幹相談支援センター 池田　顕吾　氏	21	5年 以上
9月12日	差別解消推進	福岡市障がい者110番 髙次　美佳　氏	30	専門 テーマ
10月11日	発達障がい （事例検討）	障がい者地域生活・行動支援センター か～む 森口　哲也　氏	37	
11月14日	医療的ケア児の支援	福岡県医療的ケア児支援センター 横田　信也　氏	40	
3月15日	スーパービジョン	東区第1障がい者基幹相談支援センター 池田　顕吾　氏	42	

（４）　医療的ケア児等コーディネーター事業

平成30年度から、福岡市より「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を受託し医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を育成している。研修内容は、国の要綱に基づき福岡市と協議のうえ、受講対象者や研修カリキュラム等について企画し、実施している。また、研修修了者には、福岡市長名の修了証書を交付する。

令和４年度から医療的ケア児等コーディネーター事業を受託し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進している。

１　医療的ケア児等コーディネーター養成研修

ア　目的

在宅の医療的ケア児等のライフステージに応じた継続的な支援を行うため、在宅の医療的ケア児等に対する専門的な知識や関係機関との連携の方法等の講義及び演習を行い、もって医療的ケア児等コーディネーターとして必要な知識、技術を取得できるよう、必要な研修を実施するもの。

（福岡市医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業仕様書より）

イ　日程

令和４年10月22日、10月23日、10月27日、10月28日

ウ　カリキュラム

日程	内容	講師	
10月22日～23日	総論 支援体制整備	福岡県医療的ケア児支援センター	横田　信也　氏
	医療	九州大学病院　新生児科 医療法人政裕会　ときつ医院 アムナス博多訪問看護ステーション	落合　正行　氏 野村　明彦　氏 野田　洋子　氏
	本人・家族の想い	上智大学　総合人間科学部　社会福祉学科 NPO法人ニコちゃんの会	大塚　晃　氏 森山　淳子　氏
	福祉	上智大学　総合人間科学部　社会福祉学科 福岡市こども発達支援課　障がい児支援係 福岡市立心身障がい福祉センター 福岡市社会福祉事業団	大塚　晃　氏 福原　敏江　氏 井上　留美子 刀根　桂子
	ライフステージにおける支援	NPO法人ニコちゃんの会 NPO法人みんなのプロジェクト 福岡市立東部療育センター	森山　淳子　氏 水野　英尚　氏 小西　夏織
	計画作成のポイント	ベストサポート株式会社	彦田　純子　氏

10月 27日～ 28日	演習	相談支援センター　小さなたね 相談支援　ぴーなっつ 博多区第1障がい者基幹相談支援センター 南区第1障がい者基幹相談支援センター きらきら相談支援センター 福岡市立東部療育センター 福岡市立心身障がい福祉センター	才津　知尋　氏 松尾　孝子　氏 栗原　彩　氏 清水　由紀　氏 田中　隆二　氏 小西　夏織 井上　留美子

エ　受講者の状況

全課程を履修した者には、福岡市より修了証書を交付した。

（単位：人）

	1日目	2日目	3日目	4日目	修了者
受講者数	54	51	45	45	45

2　医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

ア　目的

令和4年度福岡市医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象に、既に活動しているコーディネーターからの実践報告を聞き、研修修了後の各自の活動を振り返り、今後の活動における課題や新たな目標設定を実施した。

イ　日程

令和5年2月24日

ウ　カリキュラム

内容	講師	
医療的ケア児等コーディネーターの実践報告	相談支援センター小さなたね	才津　知尋　氏
R4年度研修修了者より実践報告	九州大学病院　医療連携センター	野母　ゆか里　氏
	相談支援　ぴーなっつ	馬場　展江　氏
グループワーク	—	

エ　受講者数　　22名

3　関係機関との連絡調整業務

福岡県医療的ケア児支援センターとの連絡会議　　5回
小児慢性特定疾病自立支援員の定例会への参加　　1回

第６　研修室・会議室等の利用

１　利用方法

（１）　利用できる団体

ア　福岡市に住所がある心身障がい児・者及びその家族

イ　福岡市内で心身障がい児・者の福祉にたずさわっている人

ウ　その他心身障がい児・者の福祉の向上のために市長が適当と認めた人

（２）　利用申込受付

利用申請書に必要事項を記入し、センター受付へ提出してください。

（３）　受付開始

原則として、利用日の１か月前からです。

なお、電話での受付は、仮受付扱いとなりますので、利用日の１０日前までに申請書をお出しください。（郵送可）

２　利用時間

（１）　月曜日～金曜日　　９時～２１時

（２）　土曜日・日曜日　　９時～１７時

休館日　　年末年始（１２月２９日～１月３日）

祝祭日（ただし、日曜日は開館）

３　部屋及び定員

（１）　研修室（大）　　定員　１２０人

（２）　研修室（中）　　定員　　５０人

（３）　研修室（小）　　定員　　２０人

（４）　会議室（和室）　　定員　　４０人

（５）　会議室（洋室）　　定員　　４０人

４　月別利用状況

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
開館日数（日）	29	28	30	30	30	28	30	28	28	27	26	30	344
利用人数（人）	1,706	1,987	2,762	2,294	1,908	2,395	2,630	2,893	2,291	1,947	2,278	2,297	27,388

5　部屋別利用状況

区　分	利用件数　（件）		利用人数　（人）	
	件数	1日平均	人数	1日平均
総　数	1,731	5.0	27,388	80
研修室（大）	396	1.2	10,510	31
研修室（中）	472	1.4	6,450	19
研修室（小）	371	1.1	3,442	10
会議室（和）	226	0.7	4,079	12
会議室（洋）	266	0.8	2,907	9

6　利用者の内訳

（単位：人）

区　分	総　数	内　訳			
		障がい者	保護者	指導者・講師	ボランティア等
総　数	27,388	2,688	5,081	833	18,786
構成比（%）	100	9.8	18.6	3.0	68.6

第７　その他

１　啓発活動

（１）　「あいあいセミナー」

福岡市社会福祉事業団の職員で実行委員会を設置し、１９９９年（平成１１年度）から障がい児の保育に携わる保育者等を対象に公開講座を実施し、当センター職員も講師、実行委員等として参加している。

ア　日時　　令和４年８月７日（日）９：３０～１２：３０
イ　方法　　オンライン
ウ　参加者　　１０４名
エ　内容　　◇特別講演「健やかな子どもたちの成長に向けて
～発達にどんな課題があろうとも～」
講師　　小川　弓子（当センター長）
◇体験談　　松本　倫佳　氏

（２）　「放課後等デイサービス・児童発達支援　初任者研修」

療育機関において、幼児、児童の支援に携わる職員を対象に、福岡市社会福祉事業団の持つ専門性を活かして子どもの発達や障がいについて理解促進を図ることを目的に例年実施している。

ア、日時　　令和４年１０月２５日（火）、１１月１日（火）
イ、方法　　オンライン
ウ、参加人数　両日共に３８名
エ、内容　　１日目…特別講演「障がいのある子の理解に向けて～小児科医の立場から～」
講師：小川　弓子
２日目…講座１「知的障がい児・発達障がい児への支援」
講師：大居　茂雄
講座２：「障がいのある子どもの権利と大切にしたいこと」
講師：松永　真奈美
講座３：「肢体不自由児への支援」
講師：久野　彩
講座４：「食べる機能について」
講師：吉次　春香

２　技術援助

当センターでは、職員の有する知識や経験を生かし、以下の事業に対し専門的な立場から関わっている。

（１）　児童部門

ア　特別支援保育（さぽ～と保育）事業

福岡市と連携を図り、障がい児の保育に関する相談や研修等を行っている。

（ア）　対象児入所状況

令和５年３月現在、２７５園に１，０５６人の特別支援保育対象児が在籍している。

（イ）　特別支援保育協議会委員

委員会学は識経験者、市の関係職員および当センターと西部療育センター、東部療育センターの職員で構成され、実務を担当する特別支援保育連絡調整会議において以下の業務を行っている。

○特別支援保育対象児に関する協議
○特別支援保育研修の企画
○特別支援保育対象児の相談、診察、心理面接

（ウ）連絡調整会議の構成

○心身障がい福祉センター	発達相談員１人、児童指導員１人、 作業療法士１人、 発達相談係長(言語聴覚士)１人
○西部療育センター	発達相談員１人、保育士１人
○東部療育センター	発達相談員１人
○こども総合相談センター	心理相談係長１人
○こども未来局子育て支援部運営支援課	保育支援課係長１人、係員２人

イ　就学相談会

福岡市教育委員会からの依頼により、就学相談会参加児の情報提供を行い、２人の職員が就学支援委員として出席している。

（ア）参加児童数

令和元年度は２９２人の就学予定児について、保護者の了解を得たうえで当センターから児童の状況書を提出した。

（イ）福岡市就学支援委員会

福岡市教育委員会から、当センター職員２名が就学支援委員として委嘱を受けている。
（就学相談会１５回、委員会５回）

ウ　研修等の実施

関係機関の職員や保護者向けの研修を行っている。

（単位：人）

対象	研修内容	参加人数
保護者	発達障がい講座　年間７回	延　２３７
保護者	発達障がい児の就学後の情報交換会（へりこぷたあ） 年間１回	４
保育園、幼稚園、学校	視覚障がい児の理解と援助「つくしんぼセミナー」 年間１回	５０
保育園、幼稚園	難聴児の理解と援助「ありんこ教室」	３２
保育園、幼稚園	あいあいセミナー	１０４
施設職員	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業初任者研修 ２日間	３８

施設職員	小児訪問リハビリに携わる職員向けセミナー	１９
保護者	肢体不自由児の就学後の情報交換会（くじらの会）	１２

（療育等支援事業の再掲有り）

エ　講師派遣状況

各機関や団体から依頼を受け、講師として派遣している。

派遣先	担当職種	派遣内容	回数（回）	延受講者数（人）
春日市くれよんクラブ	社会福祉職	視覚　療育相談会	1	4
発達教育センター	社会福祉職	視覚障がい学齢児 教育相談	１１	１７
今津特別支援学校	社会福祉職	視覚　療育相談会	2	5
南福岡特別支援学校	理学療法士	教育相談	1	1
南福岡特別支援学校	社会福祉職	視覚、療育相談会	5	１１
宗像市	小児科医	市民公開講座「発達障がい児の理解に向けて」	1	１００
福岡市教育センター	社会福祉職	職員研修会（視覚障がい）	1	
福岡市教育センター	言語聴覚士	職員研修会（聴覚障がい）	1	8
ももち福祉プラザ	理学療法士	職員研修会	1	１６
福岡コージネット研修会	理学療法士	職員研修会	1	６２

オ　出前講座

児童部門では障害児等療育支援事業として実施している。

派遣先	担当職種	対象者	講座内容	延受講者数
ステップキッズ唐人町	保育士	保育士	発達に遅れのある子どもの食事・排泄・着脱	1
香椎しもばる保育園	言語聴覚士	保育士	難聴・難聴児の理解と対応	１２
南福岡特別支援学校	児童指導員	教員	見えにくさのある子どもの理解と支援	８９
保育所ちゃやまえん	作業療法士	保育士	保育の中での感覚遊び	4

注）平成１９年１１月から開始した。

※参考

令和４年度の出前講座テーマ一覧

Ｎｏ.	テーマ	Ｎｏ.	テーマ
1	福岡市の障がい児の相談･療育(就学前)	8	ダウン症児の発達
2	あいあいセンターってどんなところ？（子ども部門）	9	難聴・難聴児の理解と対応
3	発達に遅れのある子どもの食事・排泄・着脱	１０	見えにくさのある子どもの理解と支援
4	ことばの発達とその援助について	１１	障がいのある子どもの視覚評価
5	発達障がい児の理解と支援	１２	高次脳機能障がいについて
6	保育の中での感覚遊び	１３	視覚障がい者への接し方について
7	身体の動きがぎこちない手先が不器用な子への援助	１４	キャップハンディ

注)　Ｎｏ12、13、14 は成人部門が担当

（２）　成人部門

ア　研修

福岡県や福岡市職員などの研修に講師として、技術支援を行っている。

派遣先	担　当	派遣内容	回数(回)	延受講者数(人)
事務局新規採用職員研修	自立訓練センター(視覚部門)	人権研修 車いす・アイマスク体験	1	8
福岡市交通局	自立訓練センター(視覚部門)	視覚障がいのある利用者への対応について	2	8
福岡県サービス管理者および児童発達支援管理責任者更新研修	自立訓練センター	ファシリテーター	5	２２
福岡高等視覚特別支援学校	自立訓練センター(視覚部門)	歩行訓練学習	2	６２
基幹相談支援センター	自立訓練センター(視覚部門)	ホームヘルパースキルアップ研修	1	２６
福岡県警察本部	自立訓練センター(視覚部門)	視覚障がいのある利用者への対応について	1	１０６

注)　高次脳機能障がいに関する研修は、「第４　成人部門　２　福岡県高次脳機能障がい支援センター」に掲載

3　ボランティア

（1）　ボランティア登録数６４人（女性５４人、男性１０人）
※療育課３７人（女性２９人、男性８人）

（2）　令和４年度の活動実績
こどもの部門のボランティア活動は、環境整備、通園や外来療育グループの療育補助、きょうだい児の託児、運動会やレクリエーション等の行動支援として行っているが、令和４年度は新型コロナ感染症感染拡大防止のため、ボランティアの受入れを最小限とした。

（単位：人）

部門 / 内容	児童部門（療育課）	成人部門（障がい者自立訓練センター）	計
環境整備	－	－	－
療育補助	－	－	－
託　　児	３０	－	３０
行事支援	－	－	－
教室補助	－	－	－
訓練補助	－	－	－
そ の 他	－	－	－
合　計	３０	－	３０

4　実習生・見学者

（1）　実習生

例年、理学療法士、作業療法士養成機関および福祉学校等の学生を実習生として受け入れ、関係部門において指導を行っている。

区分	担　当	施設名	実習内容	日数	人員
児童	発達相談係 相談支援係	九州大学大学院人間環境学府	福祉臨床領域実習	１０	3
		福岡大学	見学・講義	1	３１
	療育第１係	福岡医健・スポーツ専門学校	理学療法臨床実習	４４	1
		九州栄養福祉大学	作業療法臨床実習	４２	1
		中村学園大学短期大学部	保育実習	１０	1
		中村学園大学	保育実習	１０	1
		西南学院大学	保育実習	１０	1
	療育第２係	柳川リハビリテーション学院	言語聴覚士臨床実習	２９	1
		福岡大学	小児看護実習	4	１０
	療育第３係	久留米大学	社会福祉士相談援助実習	４８	2

（2）　見学・視察等

ア　療育課対応分

区　分	総数		海外		県外		市外		市内	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
総　数	－	－	－	－	1	6	3	7	5	１０
福祉施設職員（保育所・幼稚園含む）	－	－	－	－	－	－	－	－	2	4
学生・学校関係者	－	－	－	－	－	－	2	5	2	2
福祉関係団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
病院・医療関係者等	－	－	－	－	－	－	1	2	－	－
行政関係職員等	－	－	－	－	1	6	－	－	1	4
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ　障がい者リハビリテーション課対応分

区　分	総数		海外		県外		市外		市内	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
総　数	8	１９	－	－	1	3	2	4	5	１２
福祉施設職員（保育所・幼稚園含む）	3	8	－	－	1	3	1	2	1	3
学生・学校関係者	2	5	－	－	－	－	－	－	2	5
福祉関係団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
病院・医療関係者等	3	6	－	－	－	－	1	2	2	4
行政関係職員等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

5　研修・研究

当センターは、福岡市における中核施設として、一人ひとりのニーズにあった質の高いサービスを提供することが使命であり、課題でもある。これを実現するためには、個々の職員が資質の向上を図り、業務遂行にあたり専門性を発揮することが求められる。また、福祉に関する法律や制度の改正等、障がい児・者を取り巻く環境や社会の変化に的確に対応し、福祉の業務に関するさまざまな知識や技術、さらには新しい感覚等も習得する必要がある。

当センターでは、職員が情報の吸収とこれを活用する能力を養う研鑽の場として、多様な研修を提供しており、実施に際しては、施設予算や福岡市社会福祉事業団研究基金助成事業により行われている。令和３年度からは、新型コロナウィルス感染拡大により全職員が集まった形での研修を開催することができずＷｅｂ方式を取り入れるなど、４年度も引き続く形で方法を工夫し開催した。

さらに、業務の質の向上を図るため、現場での成果を研究論文としてまとめたり、外部への講師派遣を積極的に行い、福岡市全体の福祉の向上に寄与している。

（１）　職場研修（全体）

区　　分	研修内容	形式	参加人数	実施日
接遇研修	福祉の仕事を選んだあなたへ	講義	１１３人	令和４年　６月
個人情報保護研修	コンピュータウイルスの危険性	講義	９４人	令和４年　７月
メンタルヘルス研修	職場でできるリラックスヨーガ	動画配信	１０２人	令和４年１０月
服務研修	服務研修	講義	７９人	令和４年　９月
人権研修	障がい者への虐待について	講義	９５人	令和５年　１月

（２）　職場研修（係）

部門		研修内容	講師	参加人数	実施日
児童	発達相談係 相談支援係	家族支援における施設間の連携の在り方について	博多区保健福祉センター子育て支援課 こども相談第１係長　赤星　朋香 こども相談第２係長　冨森　清子	２５人	４年11月
	療育第１係	肢体不自由児の療育について	事業団事務局　刀根　桂子	１４人	４年６月
		医療的ケアについて	心身障がい福祉センター センター長　小川　弓子	４９人	４年10月 ５年２月
	療育第２係	吃音臨床について	ことばの相談 nakano 代表 仲野　里香	１２人	５年３月
成人	自立訓練センター	タオルを使った簡単エクササイズ	ピラティス StudioBreathing デイサービス Breathing 清水 坂井　洋子　氏	２６人	４年９月
	高次脳機能障がい支援センター	消費生活相談状況・悪徳商法の手口と対処法	福岡市消費生活センター教育啓発係 財津　恵美	１２人	４年７月

（3）　派遣研修

部門		内容	派遣職種	期間	派遣先
児童	相談	・相談支援従事者現任研修	社会福祉職	5日	オンライン
		・医療的ケア児コーディネーター養成研修	社会福祉職	4日	福岡市
	肢体	・感覚プロファイルオンライン勉強会	作業療法士	1日	オンライン
		・臨床実習指導者研修	作業療法士　2名	2日	オンライン
		・臨床実習指導者研修	理学療法士	2日	オンライン
		・相談支援専門員初任者研修	保育士	2日	オンライン
	知的	・自閉症スペクトラム支援者養成研修基礎セミナー	社会福祉職	2日	福岡市
		・巡回支援専門研修	保育士	3日	オンライン
		・視覚障がい乳幼児研究大会	社会福祉職	1日	オンライン
	難聴	・全国盲ろう難聴児施設協議会総会	言語聴覚士	1日	オンライン
		・第48回日本コミュニケーション障害学会学術講演会	言語聴覚士	2日	愛媛県
		・福岡県児童発達支援管理責任者更新研修	言語聴覚士	1日	オンライン
		・摂食嚥下基礎講習会	言語聴覚士	2日	オンライン
		・西日本児童発達支援センター（難聴）職員研修会	言語聴覚士	1日	オンライン
		・東日本児童発達支援センター（難聴）職員研修会	言語聴覚士	1日	オンライン
成人	自立訓練センター	・福岡県障害支援区分認定調査員研修	言語聴覚士	1日	オンライン
		・視覚障害者・就労支援者講習会	社会福祉職	2日	オンライン
		・高次脳機能障害支援・指導者要請研修会（基礎研修）	言語聴覚士	3日	オンライン
		・3センター合同研修	センター中7名	1日	オンライン
		・福岡県サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者更新研修	社会福祉職	1日	オンライン
		・障がい者雇用セミナー	作業療法士	1日	オンライン
		・福岡県相談支援従事者現任研修	作業療法士	3日	オンライン
	高次脳機能障がい支援センター	・日本高次脳機能障害学会学術総会	理学療法士	2日	山形県
	福岡市障がい者基幹相談支援センター	・相談支援従事者現任研修	社会福祉職	5日	オンライン
		・第11回小児在宅医療支援研究会学術集会国際シンポジウム2022	社会福祉職	1日	オンライン
		・福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（施設従事者虐待コース）	社会福祉職	1日	福岡県
		・福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（養護者虐待コース）	コーディネーター	1日	

7　福岡市発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

【令和５年６月まで】
〒810-0065　福岡市中央区地行浜２丁目１番６号　　ＴＥＬ　(092)845-0040
（福岡市発達教育センター２階）　　ＦＡＸ　(092)845-0045

【令和５年７月より】※移転により所在地・連絡先変更
〒810-0073　福岡市中央区舞鶴１丁目４番１３号　　ＴＥＬ　(092)753-7411
（福岡市舞鶴庁舎４F）　　ＦＡＸ　(092)753-7412

（１）　概要

当センターは発達障害者支援法に基づき、発達障がいに特化した相談支援機関として福岡市により設置され、平成１８年１２月に心身障がい福祉センター療育課の係として開設された。発達障害者支援法は「ライフステージを通した切れ目のない支援」「家族なども含めたきめ細かな支援」「地域の身近な場所で受けられる支援」の３つをポイントとして平成２８年に改正されており、当センターの業務内容も他機関との連携や家族支援の強化へと変化してきている。

（２）　業務内容

ア　相談・生活支援

（ア）　相談支援

発達障がいに関する様々な問題に関して、発達障がい児者及びその家族等からの相談に応じ、情報提供や助言を行っている。

（イ）　発達支援

発達障がい児者及びその家族等に対し、日常生活における障がい特性に応じた具体的な工夫について、情報提供や助言を行っている。

（ウ）　就労支援

就労を希望する発達障がい児者に対し、就労に向けて必要な相談等の支援を行い、障がい特性に基づく職業生活上の工夫について、情報提供や助言を行っている。

イ　機関連携

個別の相談支援に伴う関係機関との連携、事業所や学校への機関コンサルテーションを行っている。また、福岡市発達障がい者支援地域協議会・福岡市障がい者等地域生活支援協議会・特別支援学校連携協議会等の支援体制整備のための連絡会議や、発達障害者支援センター連絡協議会へ参加し、関係施設・関係機関等との連携を図っている。

ウ　普及啓発・研修

当センター主催にて、保護者向け連続講座や支援者養成研修、普及啓発のための講演会を行っている。また、他機関からの依頼に応じ、発達障がいに関する研修会への講師派遣も行っている。そのほか、広報紙の発行、世界自閉症啓発デー＆発達障がい啓発週間の啓発活動も実施している。

エ　ペアレントメンター事業

発達障がいの家族への支援を目的に、「福岡市ペアレントメンター事業」として、ペアレントメンター養成研修及び交流会を開催し、ペアレントメンターの派遣に伴う調整業務を行っている。

（3）　事業実績

ア　相談支援、発達支援、就労支援

区分		相談支援	発達支援	就労支援
延支援件数（件）		3,032	24	202
相談内容	相談の対象になっている児(者）が発達障がいかどうか知りたい	77	－	－
	現在の生活に関することや、家庭で家族ができることが知りたい	2,169	6	2
	利用できる制度について知りたい（手帳、年金、手当、障がい福祉サービス）	64	－	－
	診断･相談･支援を受けられる機関について知りたい	292	－	－
	現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい	51	1	－
	進路や将来の生活に関する相談をしたい	41	－	－
	対応困難な状況の改善について相談したい（強度行動障がい、ひきこもりなど）	32	2	－
	今後の就労について相談したい	23	－	150
	現在勤めている職場に関する相談をしたい	19	－	49
	その他	264	15	1
実支援人数（人）		1,166	9	73
年齢別	０～　３歳（幼児期前期）	17	－	－
	４～　６歳（幼児期後期）	48	－	－
	７～１２歳（小学生）	282	2	－
	１３～１５歳（中学生）	124	2	－
	１６～１８歳	86	3	－
	１９～３９歳	348	1	47
	４０歳以上	146	1	20
	不明	115	－	6
	１８歳以下	557	7	－
	１９歳以上	494	2	67
障がい種別	自閉症（知的障がいを伴う者）	58	3	1
	自閉症（知的障がいを伴わない者）	198	3	26
	アスペルガー症候群	39	1	4
	広汎性発達障がい（知的障がいを伴う者）	11	1	1
	広汎性発達障がい（知的障がいを伴わない者）	44	－	4
	ＡＤ／ＨＤ	102	1	8
	ＬＤ	9	－	－
	その他（発達性言語障がい・協調運動障がい）	75	－	5
	不明	630	－	24

イ　関係施設・関係機関に対する普及啓発活動

区分		実施回数（回）	延参加人数（人）
普及啓発		18	－
研修	地域住民向け講演会	9	585
	センター主催・共催研修	21	831
	講師派遣	32	1,587

ウ　関係施設・関係機関等の連携

区分		件数（件）
個別支援に伴う関係機関との連携	連絡調整	1,097
	調整会議	65
	機関コンサルテーション	92
	企業等に対する啓発	－
連絡協議会		4
調整会議		63
機関コンサルテーション		56

エ　その他

区分	件数（件）
その他相談、連絡、研修派遣等	3,211

第８　資料

１　福岡市立心身障がい福祉センター設立の沿革

（１）　目的

福岡市は、昭和４７年に政令指定都市となり、障がい児者の福祉について積極的な取り組みが行われるようになった。

同年、児童相談所が設立され、障がい児の早期発見が進み、翌年、知的障がい児通園施設や肢体不自由児通園施設も開設された。

また、障がい福祉に対する市民のニーズの高まりの中で、長期的視野に立った総合的福祉対策を講ずる必要があり、昭和４８年に心身障がい者福祉対策について、本市の社会福祉審議会と児童福祉審議会に諮問が行われた。

両審議会は、慎重な審議を重ね、昭和４９年に中間答申が、昭和５１年２月に最終答申が行われた。その中で、心身障がい者対策のうちもっとも重要で、かつ、基本的な対策は「心身障がい者の早期発見、早期療育による障がいの軽減を図る」ことであるとされ、総合的な心身障がい福祉センターの建設が提起された。

このセンターの基本構想は、医学、心理学等各分野の専門職員によって、相談、診断、判定と観察、指導、訓練を行う中枢機能分野をはじめ、中途障がい者のリハビリテーション、広報（研修、啓発）、ボランティアの養成、点字図書館の併設等を含んでいる。

こうして、本市の中心部に中枢機能を備えた施設並びに、身体障害者更生相談所、点字図書館、研修室等の附帯機能を併せもつ総合的な心身障害福祉センターの設立をみたのである。

平成１７年、福岡市における「障害」表記の見直しに伴い、「福岡市立心身障がい福祉センター」に名称が変更された。

（２）　これまでの主な経緯

昭和４８年　６月	児童福祉審議会に諮問
昭和４８年　９月	社会福祉審議会に諮問
昭和４９年　１月	社会福祉審議会より中間答申
昭和４９年　２月	児童福祉審議会より中間答申
昭和５１年　２月	両審議会より最終答申
昭和５１年１０月	建設基本設計完了
昭和５２年　６月	工事着工
昭和５３年　６月	センター開設準備室設置
昭和５４年　２月	工事竣工
昭和５４年　２月	診療所開設許可を受ける
昭和５４年　５月	福岡市立心身障害福祉センターの開所

厚生省認可施設

- ●肢体不自由児通園施設（含盲幼児）　定員４０人
- ●難聴幼児通園施設　定員３０人
- ●知的障害児通園施設　定員３０人
- ●身体障害者福祉センターＡ型
  肢体・言語・視覚障害者リハビリテーション
  研修室・会議室
- ●点字図書館（平成８年４月、福岡市総合図書館へ移転）

昭和５４年　６月	生活保護法医療機関の指定を受ける
昭和５４年　７月	乳幼児精密健康診査医療機関の指定を受ける
	身体障害者福祉電話相談業務（集中管理）を開始
昭和５５年　５月	身体障害者運動療法・作業療法施設の認可を受ける（中途障害者リハビリテーション部門）
昭和５５年　７月	点字図書館専属ボランティア委嘱制度の導入
昭和５６年　８月	国際障害者年記念事業「みんなの広場」を開催する
昭和５７年　４月	福岡市社会福祉事業団障害関係事業推進協議会の設置
	「みんなの広場」啓発活動の推進
昭和６０年　４月	組織変更及びリハビリテーション係の新設
昭和６３年　３月	身体障害者福祉電話相談業務を老人福祉センター「長生園」へ移管
	原爆被爆者一般疾病医療機関の指定を受ける
昭和６３年１１月	視覚障害者ワードプロセッサ共同利用事業を開始
平成　２年１０月	福岡県と特定疾患研究事業委託契約を締結
平成　５年　４月	福岡市障害者更生相談所（旧　福岡市身体障害者更生相談所）に組織変更し、知的障害者更生相談業務を開始する
平成　８年　４月	組織変更により点字図書館が福岡市総合図書館へ移転
	組織変更　療育指導課の課名を療育課に、係名をそれぞれ療育第１係（旧　訓練第１係）・療育第２係（旧　訓練第２係）・療育第３係（旧　療育指導係）に変更
平成１１年　４月	組織変更　管理課の課名をリハビリテーション課に変更
	愛称決定「あいあいセンター」
平成１１年　９月	福岡市障害者生活支援事業受託事業を開始
平成１２年１０月	障害児（者）地域療育等支援事業を開始
平成１３年　４月	リハビリテーション課に生活支援係を新設
	障害者ケアマネジメント試行的事業を開始
平成１４年　４月	福岡県高次脳機能障害者支援モデル事業を受託開始
	耐震改修工事騒音対策のため、聴覚・視覚障害児部門を旧博多小学校跡地へ一時移転
平成１４年　６月	耐震改修工事開始
平成１５年　４月	障害者ケアマネジメント事業を開始
	高次脳機能障害者リハビリ教室を開始
	障がい児保育訪問支援事業を開始
平成１５年　７月	地域障害者フィットネスモデル事業を開始
平成１５年１２月	耐震改修工事終了
平成１６年　３月	「聴覚・視覚障害児部門」の旧博多小学校跡地からの復帰
平成１６年　７月	「児童短期入所事業」を開始
平成１７年　４月	地域障がい者フィットネス普及事業を開始
平成１８年　４月	「福岡県高次脳機能障害支援事業」を開始
	「高次脳機能障がい者デイケア事業」の受託開始
	「福岡県相談支援従事者初任者研修」の受託開始
	「障がい程度区分認定調査」の受託開始
	「障がい者自立支援法に関わるホームヘルパー研修」の受託開始
平成１８年１０月	自立支援法施行により障がい児通園施設は「措置」から「契約」へ変更
	「障がい者生活支援事業」は「相談支援事業」に変更

平成１８年１０月	「障害児者療育等支援事業」は「障害児等療育支援事業」と「相談支援事業」に変更 「短期入所」は「日中一時支援」に変更
平成１８年１２月	「福岡市発達障がい者支援センター」の運営に関する事業を受託し、療育課の組織に加わる
平成１９年　３月	「高次脳機能障がいデイケア事業」の受託終了
平成１９年　４月	「福岡市地域生活支援事業（中途視覚障がい者生活訓練）」の受託開始 「難病患者等ホームヘルパー養成研修」の受託開始
平成２０年１２月	「福岡県行動援護従業者養成研修事業」の指定を受ける
平成２１年　１月	「サービス等利用計画作成従事者研修」の受託開始
平成２１年　３月	「福岡市地域生活支援事業（中途視覚障がい者生活訓練）」の受託終了
平成２１年　４月	指定障害福祉サービス事業所として自立訓練（機能訓練、生活訓練）を開始
平成２２年　７月	アスベスト除去工事開始
平成２３年　２月	アスベスト除去工事終了
平成２３年　４月	「私立幼稚園障がい児支援事業」の受託開始
平成２４年　３月	「高次脳機能障がい者リハビリ教室」受託終了
平成２４年　４月	「計画相談支援」、「障がい者グループホーム情報集約業務」の受託開始 Ｊ☆ポーティング（発達障がい者モデル事業）開始 市条例改正により施設名称変更 「肢体不自由児通園施設」　→　「医療型児童発達支援センター」 「難聴幼児通園施設」　→　「児童発達支援センター」
平成２６年　１月	「知的障がい児通園施設」　→　「児童発達支援センター」 「福岡市障がい者虐待防止・基幹相談支援センター」の運営に関する事業を受託し、リハビリテーション課の組織に加わる
平成２６年　４月	「福岡市障がい者住宅入居等支援事業」の受託開始
平成２８年　３月	J☆ポーティング（発達障がい者モデル事業）終了
平成２８年　４月	児童発達支援事業所「分園すてっぷ長浜」開所
平成２９年　３月	「福岡市障がい者生活支援事業」受託終了
平成３０年　４月	リハビリテーション係を「高次脳機能障がい支援センター」と「障がい者自立訓練センター」の２係体制に組織変更 障がい者基幹相談支援課を新設し、「福岡市障がい者基幹相談支援センター」と「障がい者虐待防止センター」の２係体制に組織変更
平成３０年　５月	空調・給排水設備等改修工事開始
平成３１年　３月	空調・給排水設備等改修工事終了
令和　２年　４月	療育課相談係を「発達相談係」と「相談支援係」の２係体制に組織変更
令和　２年　６月	児童発達支援事業所「分園すてっぷ大池通り」開所

2　福岡市社会福祉事業団

（1）　設立

福岡市が設置した社会福祉施設を適切に、かつ効率的に管理運営することにより社会福祉の増進に資することを目的として当事業団が設立された。

（2）　沿革

当事業団は、昭和４８年２月に設立認可を受けて設立され、同年４月に肢体不自由児通園施設「あゆみ学園」、知的障がい児通園施設「わかば学園」、老人福祉センター「長生園」、「福寿園」および、児童厚生施設「中央児童会館」の５施設の管理運営を市から受託し業務を開始した。
その後、市の社会福祉施設の整備が進み、心身障がい福祉センター等逐次受託を重ね、平成１８年度からは当事業団も指定管理者となり、令和４年度現在６施設と５事業所を管理運営している。

（3）　運営施設等一覧

種　別	施　設　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	定員
事務局　※法人本部（市民福祉プラザ内４F）		中央区荒戸 3-3-39	731-3711	731-3722	－
医療型児童発達支援センター	あゆみ学園	南区屋形原 2-23-2	566-5666	566-5695	40
児童発達支援センター	めばえ学園	博多区半道橋 1-17-1	474-0505	474-1148	40
障がい福祉サービス事業所	ももち福祉プラザ	早良区百道浜 1-4-1	847-2761	847-2763	135
心身障がい児・者複合施設	心身障がい福祉センター	中央区長浜 1-2-8	721-1611	障がい者リハビリテーション課 712-5918	－
	●身体障がい者福祉センターＡ型				－
	●障がい福祉サービス事業所（自立訓練）				30
	●医療型児童発達支援センター			療育課 712-3573	40
	●児童発達支援センター（知的）				30
	●児童発達支援センター（難聴）				30
	●分園（すてっぷ長浜）	中央区長浜 2-2-4	736-1130	736-1123	10
	●分園（すてっぷ大池通り）	南区寺塚 1-4-3	403-0210	403-0201	10
療育センター	西部療育センター	西区内浜 1-5-54	883-7161	883-7163	70
	分園（すてっぷ南庄）	早良区南庄 1-22-5	980-7665	982-3351	10
	東部療育センター	東区青葉 4-1-1	410-8234	691-3510	70
	分園（すてっぷ松香台）	東区松香台 2-11-43	982-3323	982-3482	10
障がい者就労支援センター		中央区長浜 3-11-3	711-0833	711-0834	－
発達障がい者支援センター		中央区地行浜 2-1-6	845-0040	845-0045	－
福岡市障がい者基幹相談支援センター		中央区長浜 1-2-8	406-2580	738-3382	－
早良区第１障がい者基幹相談支援センター		早良区西新 7-15-9	847-2764	847-2765	－
障がい者地域生活・行動支援センターか～む		城南区東油 4-14-21	834-2557	834-2558	－

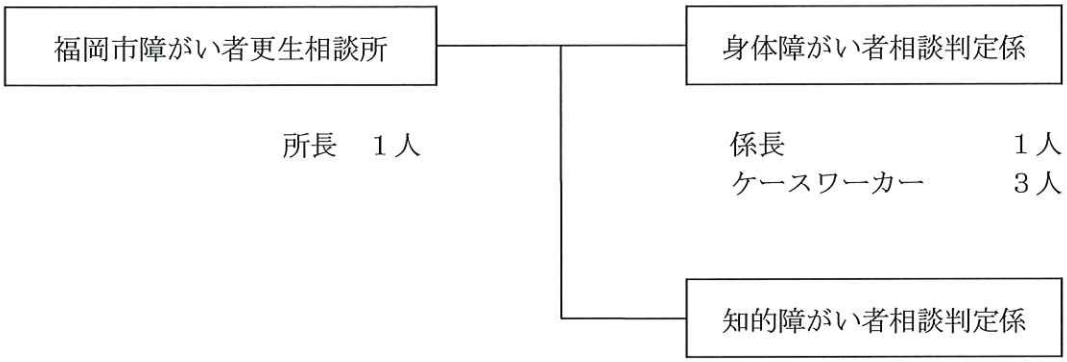
3　福岡市障がい者更生相談所

（1）　沿革

昭和５４年に身体障害者福祉法第１１条による身体障害者更生相談所の業務を行う機関として、福岡市身体障害者更生相談所の名称で福岡市立心身障がい福祉センターの５階に開設した。

平成５年に知的障害者福祉法第１２条による知的障害者更生相談所の業務も行うことになり、福岡市障害者更生相談所と名称を改めた。また、平成１７年、福岡市における「障害」表記の見直しに伴い、福岡市障がい者更生相談所に名称の表記を変更した。

（2）　職員配置（職員７人、会計年度任用職員７人、嘱託医師１４人）



所長　１人

係長　１人
ケースワーカー　３人

係長（所長事務取扱）
心理判定員　２人

会計年度任用職員
看護師　２人
理学療法士　１人
心理判定員　２人
文書整理等補助　１人
一般事務　１人
嘱託医師　１０科１４人

（3）　業務内容

福岡市障がい者更生相談所は、各区保健福祉センター（福祉事務所）が身体障がい者および知的障がい者に関して受けた相談のうち、処遇が困難なケースや専門的な知識を要するケースについて、福祉事務所の依頼により相談、判定および指導などを行っている。また、障がい者本人や家族、他機関からの電話や来所による相談にも応じている。その他、指定医師や福祉関係職員の研修会等を実施している。

ア　身体障がい者更生相談所に係る業務

●身体障害者手帳の認定
●補装具、自立支援医療（更生医療）の相談・判定
●身体障害者福祉法第１５条に基づく医師の指定に関する事務
●障害者総合支援法第５９条に基づく自立支援医療機関（更生医療・育成医療）に関する事務
●指定医師研修会
●関係職員研修

イ　知的障がい者更生相談所に係る業務

●療育手帳の判定

●知的障がい者の相談指導

●関係職員研修

（4）　住　所　〒810-0072　福岡市中央区長浜一丁目２番８号
（福岡市立心身障がい福祉センター５階）

ＴＥＬ　（０９２）７１３－８９００

ＦＡＸ　（０９２）７１５－３５８７

センターの利用案内

1　利用できる人　●市内に住所がある障がい児（者）およびその家族
●市内で、障がい児（者）の福祉に関する社会福祉事業に従事している人
●その他、障がい児（者）の福祉向上のために市長が適当と認めた人

2　利用の予約　●相談、診察を受ける場合や研修室を利用される場合は事前に電話予約をしてください
（ＴＥＬ代表７２１－１６１１）

3　利用負担　●医療的な診察、検査、訓練などを受ける場合は、医療費の一部負担が有ります
●７階研修室･会議室の利用については、無料です

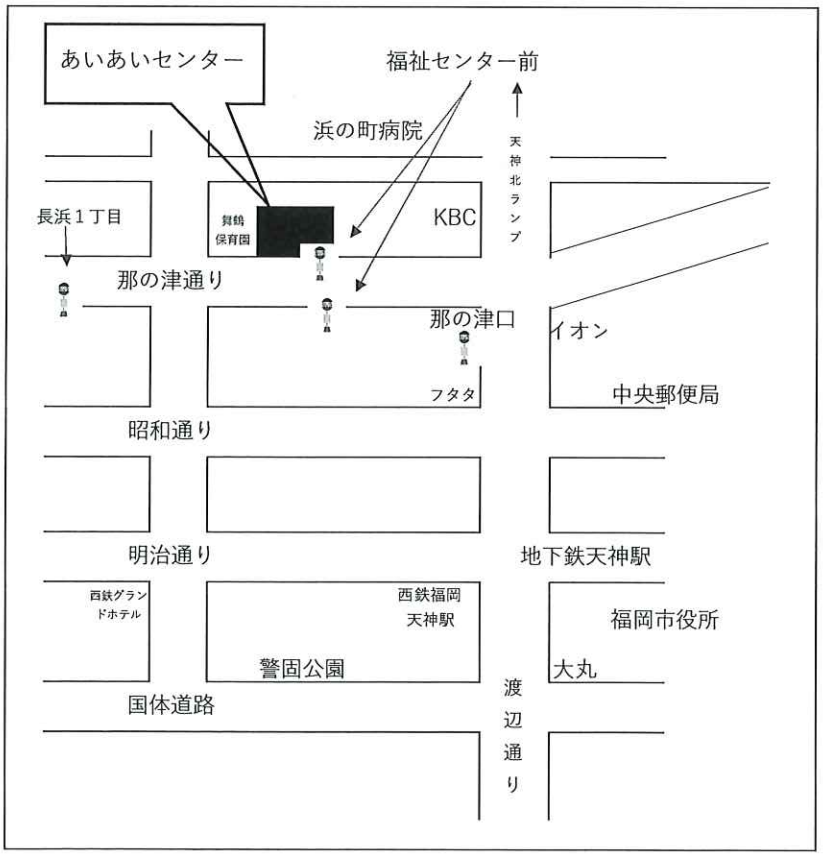
4　利用時間　●相談、診療　月～金曜日　９時から１７時まで
●研　修　室　月～金曜日　９時から２１時まで
土・日曜日　９時から１７時まで

5　交通機関　●市営地下鉄　天神駅下車、徒歩１２分
●西鉄大牟田線　福岡天神駅下車、徒歩１２分
●西鉄バス　天神：61・68 系統は、「福祉センター前（浜の町病院入口）」下車
※路線によっては「那の津口」下車徒歩５分が便利です

6　電話・ＦＡＸ　●代　表　（０９２）７２１-１６１１
●ＦＡＸ　（０９２）７１２-５９１８

7　所　在　地　〒810-0072　福岡市中央区長浜一丁目２番８号

案　内　図





福祉の芽を暖かく育てる。
３枚の葉は、「児童」「障がいのある人」
「高齢者」等を表し、輪郭の掌と福岡市
マークは、福岡市社会福祉事業団を
表したもの。

設　置　福岡市

管理運営　社会福祉法人
福岡市社会福祉事業団